

JA SAMBUGUNSHI
DISCLOSURE
2025

JA山武郡市の現況

ディスクロージャー誌
2025年4月発行



JA 山武郡市

2025 Disclosure

JA山武郡市の現況

Contents / 目次

ごあいさつ	1
経営理念	4
経営管理体制	5
事業の概況（2024 年度）	5
農業振興活動	7
地域貢献情報	9
リスク管理の状況	12
自己資本の状況	22
主な事業のご案内	23
経営資料	30
I 決算の状況	30
II 損益の状況	45
III 事業の概況	47
1. 信用事業	47
2. 共済取扱実績	56
3. 農業・生活その他事業取扱実績	57
IV 経営諸指標	59
V 自己資本の充実の状況	60
VI 連結情報	71
VII 連結自己資本の充実の状況	83
役員等の報酬体系	94
1. 役員	94
2. 職員等	95
3. その他	95
J A の概要	96
1. 機構図	96
2. 役員構成（役員一覧）	97
3. 会計監査人の名称	97
4. 組合員数	98
5. 組合員組織の状況	98
6. 特定信用事業代理業者の状況	98
7. 地区一覧	98
8. 沿革・あゆみ	99
9. 店舗等のご案内	100

本誌に掲載した数値は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
したがって、各項目を合計した値は、合計の欄に表示した値に一致しない場合があります。



ごあいさつ

山武郡農業協同組合

代表理事組合長 土屋秀雄

平素より、当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2024年は、年明けから日経平均株価が大幅に上昇し、3月4日には史上初の4万円台を記録しました。8月からは「令和の米騒動」が注目を集め、スーパーマーケット等の量販店から米袋が消え、新米が流通し始めても購入制限が設けられるなど、消費者が右往左往する事態となりました。総務省の小売物価統計調査によると、「コシヒカリ5kg」の2024年12月の東京都区部における店頭小売価格は4,018円と、前年同月（2,386円）比で1.68倍に上昇しており、2024年産の出荷が始まっています。以降も価格に高止まり傾向が続いている。2025年3月には政府備蓄米が放出され、これにより店頭価格にどのくらい変化があるのか注目が集まっています。米の品薄状態は2025年産米の価格にも影響を及ぼすと見られ、需給バランスを考慮した生産が求められます。

2025年1月にはトランプ氏がアメリカ大統領に就任し、その直後から中国、メキシコ、カナダに対して追加関税を課す意向を示しました。さらに2月、3月には実際に追加関税を発動し、その後、貿易相手国に対して相互関税を課す政策を打ち出しました。この政策の影響は日本にも及び、自動車産業をはじめとする日本の製造業への影響が懸念されています。トランプ大統領の次々と繰り出す政策により、世界経済は大きく翻弄されている状況です。

J A山武郡では、第9次中期経営計画の基本方針である「環境変化に対応した持続可能な農業と地域との共生」を目指し、健全で持続性のある経営を行うため、2024年11月に二川支所と千代田支所を再編し、芝山支所としました。

また、ジャンボタニシ対策特別キャンペーンを実施し、食害防止に取り組む生産者378人へ、資材購入金額に応じて助成を行いました。

農業・JAを取り巻く環境は厳しく、農産物の販売価格転嫁など課題は多く残ります。役職員が一丸となり、組合員ならびに地域住民の皆さまの負託に応えるJAづくりに向け、サービス向上に努めてまいります。

本誌は、JA山武郡市の経営内容や活動状況などについて広くご理解いただき、引き続き安心してお取引いただくための一助として作成しましたので、ご一読いただければ幸いです。

結びにあたり、今後ともJA山武郡市への一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

2025年4月



私たちは、新たな発想で
「活力ある地域社会」と
「信頼され満足されるJA」を
めざしています。

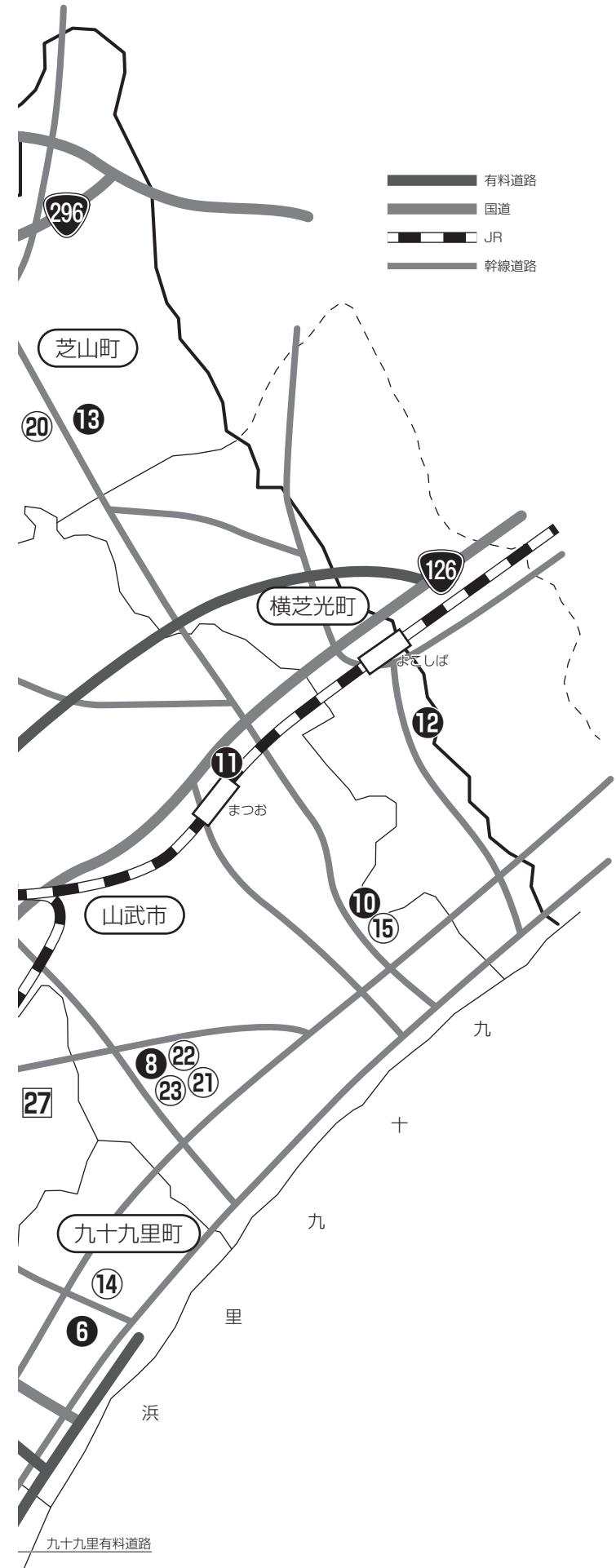
JA山武郡市は、組合員をはじめ地域の皆さまの参加により、
未来を展望した協同組合活動を積極的に展開しております。

地域の皆さまと農家・組合員との「共生」をもとに、地域農業の発展と
快適な暮らしを守る生活活動・地域づくりの実現に向けて努力しています。

JJA山武郡市のプロフィール

- 設立／平成7年3月
- 本所所在地／山武市和田375-2
- 営業地区／山武郡市一円(ただし横芝光町の
区域は旧横芝町の地区とする)
- 総資産／2,437億円
- 貯金／2,268億円
- 貸出金／352億円
- 長期共済保有高／5,897億円
- 販売品取扱高／88億円
- 購買品供給高／34億円
- 直販販売品取扱高／12億円
- 直販購買品供給高／3億円
- 出資金／48億円
- 組合員数／20,643人
- 役員数／41人
- 職員数／310人
- 単体自己資本比率／15.86%
- (2024年12月31日現在)





- | | |
|--|---|
| ① 本所
(農産物直売店「山武緑の風」
成東店を含む) | ⑯ 第一集出荷センター |
| ② 大網支所
大網ローンセンター | ⑮ やさいの里営農センター |
| ③ 白里支所 | ⑯ グリーンプラザ |
| ④ 東金支所
東金ローンセンター
(農産物直売店「山武緑の風」
東金店を含む) | ⑰ 東金経済センター |
| ⑤ 豊成支所 | ⑱ 大網経済センター |
| ⑥ 九十九里支所 | ⑲ 山武経済センター |
| ⑦ 成東支所
成東ローンセンター | ⑳ 芝山経済センター |
| ⑧ 中央支所 | ㉑ 成東経済センター |
| ⑨ さんぶ支所 | ㉒ さんむ中央集出荷センター |
| ⑩ やさいの里支所 | ㉓ 機械センター |
| ⑪ 松尾支所 | ㉔ 農産物直売店
「山武緑の風」大網店 |
| ⑫ 横芝支所 | ㉕ (株)さんぶ葬祭センター
成東本店営業所 |
| ⑬ 芝山支所 | ㉖ (株)さんぶ
JA斎場おおみ
(株)さんぶ葬祭センター
(大網白里支店営業所を含む) |
| | ㉗ (株)さんぶ
JA斎場豊成 |
| | ㉘ (株)さんぶ
JA斎場ひゅうが |

※店舗の配置図は2025年3月31日現在の状況です。

経営理念

J A山武郡市の経営理念

J A山武郡市は、地域農業振興を通じ、こころ豊かな社会の発展と、活力ある地域づくりに貢献してまいります。

第10次中期経営計画 基本理念

「農業所得の増大」「農業の振興」「地域の活性化」を実現するため、経営基盤を強化し、将来にわたり組合員・利用者から必要とされる地域に根差した組織づくりに取り組んでまいります。

第10次中期経営計画 基本方針

1. 環境変化に対応した持続可能な農業の実現と、農家所得の向上に取り組みます。
2. 豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現を目指します。
3. 組織と経営を支える人をつくり、人を大切にする経営を行います。

経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務を執行しています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定事項や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（2024年度）

2024年の日本経済は、一時停滞感を強めたものの回復基調を維持し、3月にマイナス金利を終了。日経平均株価は史上最高値を更新し、春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録するなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られました。

農業分野では、猛暑による米の品質低下やインバウンド需要の増加等を背景に、米価が大幅に上昇しました。

J A山武郡市では、環境変化に対応した持続可能な農業と地域との共生を目指し、健全で持続性のある経営を行うため、11月に二川支所と千代田支所を再編し、芝山支所としてスタートしました。また、新規就農者を育成する研修受入機関として県の認可を取得。加えて、ジャンボタニシによる水稻の食害被害を防止するための助成キャンペーンを実施しました。

このような中、組合員・利用者の皆さまのご理解・ご協力により、各事業は堅調に推移し、事業利益で343百万円、当期剰余金307百万円を確保することができました。

以下、各事業の取り組み結果について報告します。

営農指導事業・販売事業・直販事業・利用事業

- 農家の所得増大を目的に、作付調査結果等から選定した40戸の農家に対し、経営シミュレーションを用いて作付拡大や新規作物導入等を提案。21戸の農家が提案を採択しました。
- 農家の労働力不足を補うため、「農作業ヘルパー無料職業紹介所」と「ちばの農業で働く！」（県域求人サイト）を活用し、80戸の農家に238人を紹介。累計133人が採用になりました。
- 受入監理団体「協同組合エコ・リード」と連携し、希望する農家への外国人技能実習生の受け入れを支援しました（2024年12月末時点：7戸の農家で13人が実習中）。
- 新規就農者を育成する研修受入機関として3月に県の認可を取得しました。
- 夏期の高温による農作物への影響と対策について、管内市町に助成措置の要望書を提出しました。
- 契約販売の取扱量を拡大しました（2023年：7億3,500万円→2024年：7億3,900万円）。
- ライスセンター施設稼働率の平準化に向け、糲の横持ち試験を実施し、可能であることを確認しました。
- 支部の垣根を越えて農業者が集い、交流や課題解決を行う場として、10月に青年部内に専門部会を立ち上げました。
- 緑の風部会食育ソムリエ俱楽部による、米粉を使った親子料理教室や栗の収穫体験を実施しました。

購買事業

- ・肥料・水稻除草剤の銘柄集約、水稻除草剤の大型規格の普及に取り組み、生産コスト低減に努めました。
- ・春肥・秋肥予約購入運動を実施し、予約奨励および大口奨励で担い手を支援しました。
- ・ジャンボタニシによる水稻の食害被害を防止するためのキャンペーンを実施し、防除剤購入者378人に助成を行いました。
- ・適正な廃棄処分を目的に9月に不要農薬回収運動を実施しました。

信用事業

- ・担い手農家を支援するため、延べ765人に対し訪問活動を行い、農業近代化資金等有利な資金の提案・普及に努め、111件の資金需要に対応しました。
- ・担い手農家に対して法人化を提案しました。
- ・社会保険労務士を迎えて年金相談会を14会場で開催し、110件の相談に応えました。
- ・成東・東金・大網ローンセンターの日曜営業で延べ589人の相談に応じました。
- ・管内高校4校で、金融や経済の仕組み等について学ぶ金融教育を実施しました。
- ・8月にネットバンクと連携したJAバンクアプリプラスがリリースされ、さらに便利になりました。
- ・ATMを搭載した移動型金融店舗「さんぶのさんちゃん号」を運行し、組合員・利用者の利便性確保に努めました。
- ・預かり資産相談に対応するため、ファイナンシャル・プランニング（FP）技能検定や証券外務員資格の取得に努めました。

共済事業

- ・高齢化社会のリスクに備える介護共済や認知症共済の普及に努め、412件が契約になりました。
- ・農作業事故の未然防止のため農業リスク診断を行い、526世帯に保障の提案を行いました。
- ・交通遺児育英資金の募金活動に取り組み、10月に街頭募金も実施しました。
- ・「ひと・いえ・くるま」の各共済から計63億1,400万円の共済金をお支払いしました。

教育広報活動

- ・農業・JAに興味を持つもらうため、地域住民向けコミュニティー紙を新聞に折り込みました（6月29,700部、12月29,700部）。
- ・食農教育活動の一環として、子ども向け月刊誌「ちゃぐりん」を管内小学校全校（32校）に毎月無償提供しました。

経営管理

- ・無料税務相談会を毎月第1・第3木曜日、無料法律相談会を毎月第2木曜日に開催しました。
- ・組合員加入運動を展開し、440人が加入しました。正組合員全体に占める女性正組合員比率は26.9%となりました。
- ・11月に総代研修会を開催しました。
- ・准組合員アンケートを実施し、組合員向け広報誌「かがやき」9月号と12月号に集計結果を掲載しました。
- ・二川支所と千代田支所を再編し、11月に芝山支所としてスタートしました。

農業振興活動

◎ジャンボタニシによる食害を防止

近年、ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）による水稻の食害被害が広がっています。2022年には関東以西の35府県で発生が確認されており、管内でも多くの被害が報告されています。

当JAでは、JA共済の地域・農業活性化積立金を活用し、ジャンボタニシ対策特別キャンペーンを実施し、2024年2月から7月にジャンボタニシに殺虫効果のある農薬を購入された生産者378人へ、購入金額に応じて助成を行いました。

ジャンボタニシによる食害防止に多くの生産者が取り組むことで、地域からジャンボタニシを排除し、農業者の所得増大につなげていきたいと、このキャンペーンを実施しました。

今後もこのような取り組みを通して、JAの自己改革の基本目標である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に取り組んでいきます。

◎管内市町へ農家への支援要請

世界気象機関（WMO）によると、2024年は世界の年間平均気温が産業革命前の水準を1.5度以上も上回る最初の年となりました。また、これまでで最も暑い10年は、全て直近の10年間に集中しており、気候変動の加速が浮き彫りになりました。

農作物においても、昨今の猛暑の影響が収量の減少や品質低下に顕著に現れており、農家は対応に追われています。これに対し、当JAは管内の全市町へ農家の高温・病害虫対策資材購入等に関する支援を2024年12月に要望しました。

高温・病害虫対策は農業における喫緊の課題であり、行政への要望はもとより、当JAも農家に対し支援を実施してまいります。

◎地域農業を守るために

次世代をつくる新規就農者を支援するため、当JAでは2024年3月に県から研修受入機関の認可を受けました。また、県・管内市町との連携会議に参加し、新規就農者のための受入体制構築に向け協議を重ねました。

11月、12月には新規農業参入者を募集するため、就農相談会にも出展。県内外から訪れた希望者の相談に応じました。

この取り組みは、農業の生産基盤維持を目的としています。地域農業を守るために、JAはさまざまな取り組みを行っています。



◎地域密着型金融への取り組み

(中小企業等の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況を含む)

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

当JAは農業者をはじめ、地域の皆さんにご利用いただく総合事業体として、営農・経済事業や金融・共済事業のみならず、教育・文化といった面も視野に入れた事業活動を展開しています。なかでも、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の一つとして位置づけ、農業メインバンク機能の強化を行っており、資金ニーズの把握に努めています。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

各営農・経済センターと本所の営農振興課に営農指導員・営農指導担当者を配置し、関係機関と連携を図りながら、農業者へ農業技術・生産性向上に向けた指導を行っています。また、営農振興課に「営農なんでも相談室」を設置し、営農に関する悩みに対して金融・共済・その他事業と連携し、組合員の相談に応えています。加えて、「農家台帳システム」を活用した担い手への提案型経営指導を行っています。

農業融資専任担当者を育成し、総合支所・本所に配置することで、農業制度資金の提案や農業者からの幅広い相談に応じることができるよう努めています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

農業者の多様なニーズに応えるため、融資担当者や渉外担当者が訪問による資金提案活動を実施し、各種プロパー資金や農業近代化資金、日本政策金融公庫資金の取り扱いを通じて、農業者の経営と生活をサポートしています。

(4) ライフサイクルに応じた担い手支援

青年部を通じた後継者育成活動や直売店・インショップ生産者への生産支援等を充実させ、多様な担い手の育成支援に取り組んでいます。また、青年等就農資金の相談など、それぞれの段階に応じた資金を取り扱い、担い手の経営と生活をサポートしています。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法、担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業融資については、農業事務所や行政等の関係機関と連携を図り、経営改善計画の分析を通じて、農業者に適した資金提案を行っています。また、農業者に対するアグリマイティー資金、JA農機ハウスローン、農業近代化資金等の融資について、農林中央金庫および行政による利子補給を行っています。農業近代化資金は、保証料についてもJAおよび農林中央金庫で全額助成を行っています。

(6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

地元密着による組合経営、農産物直売店「山武緑の風」の運営等を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、地域に根差した事業運営を行っています。また、次代を担う地域の小学生等に対しては、農業への理解を促進するため、農林中央金庫が実施する「食農教育応援事業（教材本の提供）」に取り組んでいます。

地域貢献情報

J A山武郡市は、大網白里市、東金市、山武市、九十九里町、横芝光町（うち、旧横芝町）、芝山町を事業区域とし、農業者・地域住民の方々が組合員となり、相互扶助（互いに助け合い、互いに発展していくこと）を共通の理念として運営する協同組合です。私たちは、地域農業の発展と豊かな地域社会の実現に向けた事業活動を行っており、農業関連事業はもとより信用事業、共済事業といった総合的な事業展開を通じて、地域農業の振興と、より良いサービスの提供に努めています。また、各種金融機能・サービス等を提供するだけではなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

1. 社会貢献活動（社会的責任）

(1) 農家の仕事を子どもたちに伝える

当JAでは、管内市町へ給食用に農産物を提供しています。その縁から、大網白里市の小学校3年生の授業で使う教材の作成のため、教員の圃場見学に協力。子どもたちに農家の仕事について学んでもらい、やりがいや苦労、食べ物の大切さを感じてもらおうと、農家にも協力を求めました。

子どもたちに農業に興味を持つてもらい、将来の日本の農業を担う人材を育てるため、今後も積極的に学校教育に協力していきます。

(2) 交通遺児への支援呼びかけ

毎年、JA共済連千葉とともに「JA共済交通遺児育英資金募金運動」に取り組んでいます。

当JAでは全店舗に募金箱を設置したほか、管内にある「道の駅オライはすぬま」と「道の駅みのりの郷東金」で街頭募金を行い、利用客や生産者へ協力を呼びかけました。

組合員や地域の皆さん、JA役職員から集められた募金は、千葉県交通安全対策推進委員会を通じて交通遺児に届けられます。



(3) 職業・農業体験の受け入れ

地域の小・中学生の職場体験や消費者の農作業体験を積極的に受け入れています。小学生の町探検や中学生の社会体験学習など、JAの仕事や農業を実際に見て体験して、子どもたちが多くのことを感じ取っています。また、保育所・こども園の食育体験へのサポートも青年部の協力によって行っています。親子料理教室などを通して消費者との交流も行っています。

学校教育に協力することや農業体験・農村交流を通じて消費者と生産者の距離を近づける取り組みは、JAにとって重要なことだと考えています。



(4) 各種無料相談会の開催

年金の専門家である社会保険労務士による年金相談会を各支所で開催しています。組合員や利用者の年金に関する質問や請求手続き等について、分かりやすくご説明しています。

また、組合員サービスの一環として、顧問税理士による税務相談会や顧問弁護士による法律相談会を毎月、本所で開催しています。



(5) 金融教育の実施

高校の授業で金融教育が必須化されたことを受け、社会貢献活動の一環として管内の4高校で金融部の職員が講師を務め、お金を取り巻く環境や資産形成の方法、新しい小額投資非課税制度（NISA）等の解説を行いました。

2. 地域貢献活動

1. 地域からの資金調達の状況

(1) 賀金・定期積金残高 2,268億99百万円

(2) 賀金商品

組合員・地域の皆さまのニーズにお応えするため、一般的な賀金商品のほか、公的年金を当JAでお受け取りの方を対象とした特別商品（スーパー定期「パワフル350」）や、18歳以下のお子さまを子育てされている方を対象とした特別商品（「子育て応援！定期積金」）、抽選権付定期賀金などの商品を取り揃え、皆さんにご利用いただいている。

2. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高 352億90百万円

組合員 304億41百万円 地方公共団体等 41億65百万円 その他 6億83百万円

(2) 制度融資取扱状況

株式会社日本政策金融公庫の農業融資や国の教育ローンの取り扱いもしています。

(3) 融資商品

組合員をはじめ、地域にお住まいの方々の暮らしや農業の発展、地域経済の向上に寄与できるよう、特別金利による融資商品をご用意しています。

3. 文化的・社会的貢献に関する事項

各地で行う農業に関連したイベントや地域活動などを通じ、文化的・社会的貢献活動を展開しています。また、組合員で構成する生産者組織との連携により、農業体験・収穫体験などを支援し、農業を通じた地域の活性化に努めています。

(1) 食農教育活動への支援

小学校の米づくり体験やこども園の芋苗植え・芋堀り体験を、生産者や青年部・JAが支援しています。また、地元農産物を管内の小・中学校へ給食用として供給するなど、地産地消を推進しています。その他にも子どもたちに「いのち・自然・食べ物・農業の大切さ」を理解してもらうため、管内の全小学校へJAグループ子ども向け月刊誌「ちゃぐりん」を寄贈しています。次世代を担う子どもたちへ農業や食料の大切さ、協同することの意義を伝え、健全な成長に資する取り組みを行っています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

女性部では、フラワーアレンジメント教室、太巻き寿司講習会等の支部活動を通じて、部員同士の交流を図っています。

(3) 情報提供活動

ホームページ、組合員向け広報誌「かがやき」、営農情報メール配信サービス・地域住民向けコミュニティー紙・SNS等で、産地情報や営農情報を発信しています。

(ホームページアドレス <https://www.ja-sambugunshi.or.jp/>)

(4) 店舗体制

本所1、支所12、ATM設置台数19（ローソン銀行ATM・移動型金融店舗含む）



リスク管理の状況

◇リスク管理体制

[リスク管理基本方針等]

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなりスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を制定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の一つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理部審査課を設置し、各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、

理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し、能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスクについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、「事務リスク管理規程」を策定するとともに、自主検査を実施し、事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し、改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇法令等遵守の体制（コンプライアンス）

利用者保護への社会的要請が高まっており、また、最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、当JAではコンプライアンス（法令遵守）を経営の重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。この徹底こそが、不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上につながると考えられるからです。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部署および各支所にコンプライアンス責任者・担当者を設置しています。

基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、

研修会を開き全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、相談・苦情等の総括責任者・総括担当者を配置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

〈当JAの苦情等受付窓口〉

- ・信用事業・共済事業を取り扱っている各支所（P100に記載しております）

- ・金融部金融推進課（信用事業）

（電話：0475-82-5821 電子メール：kinyuu@ja-sambugunshi.or.jp）

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

- ・共済部事務保全課（共済事業）

（電話：0475-82-5861 電子メール：kyousai@ja-sambugunshi.or.jp）

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

〈信用事業〉

- ・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

- ・第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

- ・第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記弁護士会の利用に際しては、①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。電話での問合せが難しい場合は、JAバンクホームページ内のJAバンク相談所のページ（<https://www.jabank.org/support/soudan/>）をご確認ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客さまからのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。

- ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。

なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

〈共済事業〉

- ・(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757)
(<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>)
- ・(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 (<https://www.jibai-adr.or.jp/>)
- ・(公財) 日弁連交通事故相談センター (<https://n-tacc.or.jp/>)
- ・(公財) 交通事故紛争処理センター (<https://www.jcstad.or.jp/>)
- ・日本弁護士連合会 弁護士費用保険 A D R
(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせください。

◇カスタマーハラスメント基本方針

1. はじめに

当JAは、経営環境の変化に柔軟に対応し、全役職員が組合員・利用者の皆さまからの負託に応え、ご満足いただけるサービス提供を心掛けております。

今後も、組合員・利用者本位の事業運営と誠実な対応を図るためには、当JA役職員の人権が守られ、心身ともに健康で安心して働くことのできる環境整備が重要であり、これにより組合員・利用者の皆さまとの良好な関係を構築し得ると考えております。

その実現を図るため、以下のとおり、カスタマーハラスメント基本方針を定めました。当JAではこの基本方針に基づきカスタマーハラスメントに適切に対処し、役職員の安全を確保するとともに、組合員・利用者の皆さまとのより良い関係づくりに一層努めてまいります。

2. カスタマーハラスメントに該当する行為

当JAでは、以下のような行為を役職員が受けた場合、カスタマーハラスメントとして取り扱います。

- ・暴力、暴言、威嚇、脅迫、強要、人格を否定する発言、個人を中傷又は侮辱する行為
- ・長時間による拘束（不退去、居座り、監禁）
- ・過剰または不合理な要求
- ・施設や役職員を無断で撮影、録画、録音する行為
- ・その他ハラスメント行為（セクハラ、差別的言動、プライバシー侵害、ストーカー行為等）
- ・SNSやインターネット上の誹謗中傷
- ・上記行為に準じる迷惑行為

3. カスタマーハラスメントへの対応

- ・カスタマーハラスメントに該当する事案が発生した場合、組合員・利用者の皆さまに合理的・理性的な話し合いを求め、より良い関係性の構築に努めます。
- ・悪質なカスタマーハラスメントの場合は、警察等の外部機関・外部専門家に協力を仰ぐとともに、お取引をお断りまたは中止させていただく場合がございます。
- ・カスタマーハラスメントに関する相談体制を整備し、カスタマーハラスメントに関する知識、対処法の教育を全職員に実施します。
- ・被害に遭った役職員のケアに努めてまいります。

4. 組合員・利用者の皆さまへのお願い

組合員・利用者の皆さまにおかれましては、本方針に対するご理解とご協力のほど何卒よろしくお願ひいたします。当JAは、今後も引き続き、組合員・利用者さまとより良好な関係を築いていけるよう努めてまいります。

◇利用者保護等管理方針

当JAは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていきます。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

◇マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAは、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。（管理態勢等）

当JAは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導権を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当JAは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当JAは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当JAは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当JAは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇金融商品の勧誘方針

当JAは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について、断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

◇個人情報保護方針

当JAは、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当JAは、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。) その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当JAは、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。) その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当JAは、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特

定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当JAは、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報および匿名加工情報の取扱い

当JAは、仮名加工情報（保護法第2条第5項）および（匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当JAは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当JAは、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当JAは、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当JAは、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当JAは、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 繼続的改善

当JAは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇情報セキュリティ基本方針

当JAは、組合員・利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当JAの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当JAは、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、デジタル社会形成基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当JAは、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当JAは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当JAは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当JAは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇利益相反管理方針

当JAは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当JAの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当JAの間の利益が相反する類型

- ・秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- ・抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当JAの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

- ・接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。
- ・子会社との取引に際し、アームズ・レンジス・ルールに違反する場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当JAは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様さまに適切に開示する方法（ただし、当JAが負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当JAで定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当JAは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当JA全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当JA等の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針に沿って、利益相反の恐れのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当JAは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の指摘などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所等すべての事業所・部門を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、経営の重要課題として、財務基盤の強化に取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、2024年12月末における自己資本比率は、15.86%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	山武都市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,842百万円（前年度4,895百万円）

当JAでは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

主な事業のご案内

J Aは、相互扶助の精神のもと、農業を営む組合員によって構成された組織ですが、農家以外の方も准組合員として参加いただいています。

J A山武郡市は、さまざまな事業部門を備えた総合的な事業体であり、農業・地域のメインバンクとして組合員・地域の皆さまのくらしを支え、多様なニーズに積極的にお応えしています。主な事業の内容について以下のとおりご案内します。

信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替などのいわゆる銀行業務を行っています。J Aの信用事業は、組合員・利用者の皆さんに大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、J Aバンクシステムを構築しており、全国のJ A・都道府県信連（以下「信連」）・農林中央金庫（以下「農林中金」）が有機的に結びつき、「J Aバンク・セーフティーネット」で組合員・利用者の皆さんに信頼される金融機関を目指しています。

〔貯金業務〕

組合員はもちろん、地域住民の皆さんや事業主の皆さんから貯金をお預かりしています。総合口座・普通貯金・定期貯金等の各種貯金および定期積金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいているいます。

〔融資業務〕

組合員をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業等への融資も行い、地域経済の向上・発展に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫の融資の申し込みをお取り次ぎしています。

〔為替業務〕

全国のJ A・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して、全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

〔国債・投資信託窓口販売〕

国債（新窓販・個人向け）、投資信託（N I S A・少額投資非課税制度）をお取り扱いしています。

〔遺言信託業務〕

農中信託銀行株式会社の代理店として「執行コース」・「管理コース」の2種類をお取り扱いしています。

〔個人型確定拠出年金（iDeCo）〕

みずほ銀行が管理運営機関であるJ AのiDeCo（みずほプラン）をお取り扱いしています。

〔サービス・その他〕

当J Aでは、オンラインシステムを利用して、給与や年金などの各種自動受け取り・公共料金・クレジット利用代金などの各種自動支払いや事業主のための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービス、ネットバンクサービス、J Aバンクアプリ、J Aバンクアプリプラスなどを取り扱いしています。

また、全国のJ Aでの貯金の出し入れや銀行・信用金庫・コンビニのA T Mなどでも現金の引き出しができるキャッシュサービスなど、幅広いサービスに努めています。

◆主な金融商品一覧

貯 金

種 類	期 間	特 徵
総 合 口 座	出し入れ自由	普通貯金と定期貯金が1冊の通帳でご利用になります。公共料金などの自動支払や給与・年金などの自動受取、さらに預入定期貯金の90%（1,000円未満切り捨て。最高200万円）までの自動融資がご利用いただけ大変便利です。
普 通 貯 金	出し入れ自由	いつでも出し入れができ、自動支払・自動受取もご利用になります。キャッシュカードと合わせて、お財布がわりにご利用ください。
決 済 用 貯 金	出し入れ自由	お利息はつきませんが、いつでも出し入れができ、貯金保険制度において「全額保護の対象」となります。無利息という点を除いて、商品内容は普通貯金と同じです。
貯 蓄 貯 金	出し入れ自由	出し入れ自由で、5段階の階層別金額に応じて利率設定が行われます。また、普通貯金との間でスwing（貯金振替）サービスもご利用いただけます。
期日指定定期貯金	最長預入期間 3年（据置1年）	預入期間は最長3年ですが、1年経過後は1カ月前までに満期日をご指定いただければ必要なときにお引き出しができます。元金の一部（1万円以上）を引き出すこともできます。
スーパー定期貯金	1・2・3・6カ月 1・2・3・4・5・7・10年	預入期間は、定型方式のほかに、1カ月超10年未満のご都合の良い日を満期日とする満期日指定方式もご利用いただけます。
大 口 定 期 貯 金	1・2・3・6カ月 1・2・3・4・5・7・10年	預入金額1,000万円以上を有利な利率でお預かりする定期貯金です。スーパー定期貯金と同様、満期日指定方式もご利用いただけます。
変動金利定期貯金	1・2・3年	預入から半年ごとに金利を見直す、金利に敏感な定期貯金です。預入金額は1円以上でご利用いただけます。
定 期 積 金	6カ月以上 120カ月以下	月々には少額な積立金でも、満期までには大きく育てることができます。1回の積立額は1,000円以上です。
納 税 準 備 貯 金	入金は自由	税金納付のための貯金です。引き出しは原則として納税時のみで、納税のための引き出しは非課税です。
通 知 貯 金	据置7日	7日間以上で短期の資金運用には最適です。預入金額は5万円以上で、お引き出しは2日前までにご連絡が必要です。
一 般 財 形 貯 金	積立期間3年以上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金です。結婚、海外旅行、マイカー資金など、ご利用目的は自由です。
財 形 年 金 貯 金	積立期間5年以上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金です。60歳以降のライフプランに最適な貯金です。
財 形 住 宅 貯 金	積立期間5年以上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金です。マイホームを実現するための貯金です。

融資

	種類	期間	貸出限度	特徴
當農に必要な資金	J A 農機ハウスローン	15年以内	1,800万円以内	農機具購入、農作業場建設等をご利用いただける資金です。
	アグリマイティー資金	15年以内	所要資金以内	農業経営に関する運転資金、規模拡大を図るための設備資金です。
	農業近代化資金	15年以内	原則として所要資金の80%以内	農業生産の向上に必要な農業資金を長期・低利でご利用いただける制度資金です。
暮らしに必要な資金	住宅ローン	50年以内	10,000万円以内	住宅の新築、購入、増改築、外構工事、住宅用宅地の取得にご利用いただける資金です。
	教育ローン	16年10ヶ月以内	1,000万円以内	入学金、授業料、アパートの家賃等にご利用いただける資金です。(在学期間は据置可)
	マイカーローン	15年以内	1,000万円以内	乗用車等の購入資金です。
	多目的ローン	10年以内	1,000万円以内	ライフスタイルをサポートする目的型ローンです。
その他	カードローン	1年	極度額の範囲内	お使いみちは自由。10万円から300万円の範囲(10万円単位)で極度額を契約します。
	事業資金	15年以内	所要資金の80%以内	農業以外の事業を行うために必要な資金をご利用いただけます。
	賃貸住宅資金	30年以内	所要資金以内	賃貸住宅、貸店舗、貸事務所等の建設をご利用いただける資金です。

◆手数料等一覧表

2025年4月1日現在

振込手数料 (税込み)

(1件あたり)

種別	利用区分	当JA		県内JAあて	県外JAあて	他金融機関あて		
		自店舗あて	他店舗あて					
振込手数料	窓口	電信扱	3万円以上	220円	220円	440円	440円	770円
		電信扱	3万円未満	220円	220円	220円	220円	550円
	文書扱	3万円以上	—	—	440円	440円	660円	
		3万円未満	—	—	220円	220円	440円	
	ATM	3万円以上	無料	110円	220円	220円	330円	
		3万円未満	無料	110円	110円	110円	220円	
	バネット	3万円以上	無料	無料	220円	220円	330円	
		3万円未満	無料	無料	110円	110円	220円	
	サブ	3万円以上	無料	110円	220円	220円	330円	
		3万円未満	無料	110円	110円	110円	220円	

※「ネットバンク」とは、インターネットバンキングおよびモバイルバンキングを指し、「アンサーバー」はファームバンキングおよびホームバンキングを指します。

定時定額振替手数料は、「窓口ご利用」の場合の「電信扱」と同額です。

手形・小切手帳等代金 (税込み)

種類	金額
小切手帳(1冊50枚綴)	4,400円
約束手形(1枚)	220円
マル専約束手形(1枚)	880円
マル専約束手形取扱手数料(1契約)	4,400円

代金取扱手数料 (税込み)

電子交換	即時入金	即時入金以外
	無料	880円
個別取立	1,100円	

発行・再発行手数料 (税込み)

種類	金額	
通帳・証書再発行(1冊)	550円	
ICキャッシュカード再発行(1枚)	1,100円	
ローンカード再発行(1枚)	550円	
貯金残高 証明書発行 手数料(1通)	継続発行 随時発行 お客様の指定様式 監査法人向け	440円 550円 1,100円 2,200円
取引明細書発行(1枚)	22円	
融資残高証明書発行(1通)	440円	
融資証明書発行(1通)	220円	
自己宛小切手発行(1枚)	550円	

融資関係手数料 (税込み)

種類	金額
口一 手 数 料	住宅資金(1件) 賃貸住宅資金(1件) その他の資金(1件)
	一部繰上償還(1回)
住宅資金条件変更等	500万円未満 全額繰上償還(1件) 500万円以上 33,000円
	条件変更(1回)

その他諸手数料 (税込み)

種類	金額
振込の組戻料(1件)	660円
不渡手形返却料(1通)	880円
取扱手形組戻料(1通)	880円
取扱手形店頭呈示料(1通)	880円
未利用口座管理手数料(1年)	1,320円

硬貨入金手数料 (税込み)

硬貨入金枚数	金額
1枚～100枚	無料
101枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
1,001枚～1,500枚	1,650円
1,501枚～	500枚ごとに550円を加算

円貨両替手数料 (税込み)

お取扱枚数	金額
1枚～50枚	無料
51枚～300枚	330円
301枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
1,001枚～	500枚ごとに550円を加算

2025年4月1日現在

当JAのキャッシュカードによるATMのご利用手数料 (税込み)

ご利用のATM	ご利用時間			手数料	
当JAのATM	平 日	支払 受入	8:00~20:00	無 料	
	土曜日・日曜日・祝日 12月31日・1月2日・1月3日	支払 受入	9:00~17:00	無 料	
県内・県外JAのATM	平 日	支払 受入	8:00~21:00	無 料	
	土曜日・日曜日・祝日 12月31日・1月2日・1月3日	支払 受入	9:00~17:00	無 料	
JFマリンバンクのATM	平 日	支払	8:00~21:00	無 料	
	土曜日・日曜日・祝日 12月31日・1月2日・1月3日	支払	9:00~17:00	無 料	
ゆうちょ銀行のATM	平 日	支払 受入	8:00~ 8:45	220円	
			8:45~18:00	110円	
			18:00~21:00	220円	
	土曜日	支払 受入	8:00~ 9:00	220円	
			9:00~14:00	110円	
			14:00~21:00	220円	
	日曜日・祝日 12月31日・1月2日・1月3日	支払 受入	8:00~21:00	220円	
三菱UFJ銀行のATM	平 日	支払	8:00~ 8:45	110円	
			8:45~18:00	無 料	
			18:00~21:00	110円	
	土曜日・日曜日・祝日 12月31日・1月2日・1月3日	支払	9:00~17:00	110円	
コンビニ のATM	ローソン銀行	平 日	支払 受入	8:00~21:00	無 料
		土曜日・日曜日・祝日 12月31日・1月2日・1月3日	支払 受入	8:00~21:00	無 料
	セブン銀行 ・ イーネット	平 日	支払 受入	8:00~ 8:45	220円
				8:45~18:00	110円
				18:00~21:00	220円
	土曜日	支払 受入	8:00~ 9:00	220円	
			9:00~14:00	110円	
			14:00~21:00	220円	
	日曜日・祝日 12月31日・1月2日・1月3日	支払 受入	8:00~21:00	220円	
提携金融機関のATM	平 日	支払	8:00~ 8:45	220円	
			8:45~18:00	110円	
			18:00~21:00	220円	
	土曜日・日曜日・祝日 12月31日・1月2日・1月3日	支払	9:00~21:00	220円	

*ご利用のATMにより稼働時間が異なる場合がございます。

貸金庫年間利用料 (税込み)

設置場所	タイプ	サイズ	資格区分	利用料
成東支所	全自動式	高さ100mm×幅260mm×奥行350mm	組合員	24,200円
			組合員外	27,500円
		高さ140mm×幅260mm×奥行350mm	組合員	27,500円
			組合員外	30,800円

共済事業

J A 共済は、J A の行う地域密着の事業の一つとして、相互扶助を基本理念に生命（ひと）・建物（いえ）・自動車（くるま）などの各種共済による総合保障を通じて、組合員・組合員家族をはじめ地域の皆さまが日常生活のうえで必要とされる、さまざまなニーズにお応えしています。

営農指導事業

営農指導事業は、地域における総合的な農業生産力の維持・向上を図っていく重要な事業です。農業生産に必要な技術指導を行うだけでなく、経営に関する相談や提案、地域の農業振興、担い手の育成・支援など幅広い役割を担っています。さらには、食と農と自然環境への関心を深めるために、行政・こども園・学校等と連携した農業体験の支援など食農教育活動を展開しています。

経済事業

[販売事業]

組合員の生産した農産物の集出荷、選果、販売などを担い、組合員が安定した農業所得を確保することを目的として、集荷・選果施設で一元集荷を行い、共同販売を行う事業です。営農指導部門と連携し、市場開拓にも努め、安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、取り扱うすべての農産物で生産履歴の記帳とJ A 独自のG A Pを実践することにより、安全で安心な農産物を供給し、消費者からの信頼確保に努めています。

[直販事業]

組合員・生産者の生産した農産物を市場出荷するだけでなく、インショップ販売や企業との契約販売取引等による販路の拡大に取り組んでいます。管内3カ所で展開する農産物直売店「山武縁の風」では、生産者から地元の消費者へ新鮮で安全・安心な地場産農産物を提供しています。さらには、地場産の米や野菜・果実を地元の小・中学校、こども園に供給しています。

[購買事業]

購買事業は、農業生産に必要な資材や生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業です。優良商品を計画的かつ大量に購入することにより、安価での仕入れを可能にするとともに、流通経費を削減して組合員に安くて品質の安定した商品を供給することを目的としています。

その他の事業

[利用事業]

水稻の育苗センター、ライスセンター、コイン精米機など、組合員の営農のための施設や、地域の皆さまも利用できる生活に必要な施設を運営しています。

系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JA銀行独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティーネットで守られています。

◇「JA銀行システム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA銀行会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA銀行基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA銀行システム」といいます。

「JA銀行システム」は、JA銀行の信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA銀行の健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJA銀行独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJA銀行が拠出した「JA銀行支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は、1,651億円となっています。

◇「一体的事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA銀行として商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJA銀行ブランドの確立等の一体的事業運営に取り組んでいます。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2024年3月末現在で4,785億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

◆貸借対照表（資産の部）

(単位：千円)

科 目	2023年度 (2023年12月31日現在)	2024年度 (2024年12月31日現在)
1. 信 用 事 業 資 産	227,643,663	224,259,381
(1) 現 金	1,057,351	1,185,001
(2) 預 金	172,745,265	160,729,188
系 統 預 金	172,646,671	160,645,178
系 統 外 預 金	98,593	84,009
(3) 有 価 証 券	20,583,987	26,244,822
国 債	10,595,720	15,298,040
地 方 債	5,999,167	6,915,132
政 府 保 証 債	639,310	335,014
社 債	97,900	195,870
株 式	3,251,890	3,500,766
(4) 貸 出 金	32,582,993	35,290,949
(5) その他の信用事業資産	698,651	833,629
未 収 収 益	663,051	804,433
そ の 他 の 資 産	35,600	29,195
(6) 貸 倒 引 当 金	△ 24,585	△ 24,209
2. 共 濟 事 業 資 産	21,208	29,258
(1) その他の共済事業資産	21,208	29,258
3. 経 済 事 業 資 産	2,991,061	3,320,450
(1) 経 済 事 業 未 収 金	911,462	906,704
(2) 経 済 受 託 債 権	7,488	9,255
(3) 棚 卸 資 産	2,060,156	2,394,343
購 買 品	492,600	451,036
販 售 品	1,567,556	1,943,306
(4) その他の経済事業資産	28,108	28,075
(5) 貸 倒 引 当 金	△ 16,154	△ 17,928
4. 雜 資 産	391,714	332,646
(うち職員厚生貸付金)	(48,865)	(42,546)
(うち貸倒引当金)	(△8)	(△8)
5. 固 定 資 産	4,354,124	4,109,762
(1) 有 形 固 定 資 産		
建 物	3,981,768	3,782,290
機 械 装 置	7,245,334	7,246,382
土 地	1,226,585	1,250,426
リ 一 ス 資 産	674,126	663,392
その他の有形固定資産	45,171	45,171
減 価 償 却 累 計 額	1,731,212	1,753,722
(2) 無 形 固 定 資 産	△ 6,940,660	△ 7,176,804
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	372,355	327,472
その他の無形固定資産	—	30,635
	372,355	296,837
6. 外 部 出 資	10,080,588	11,562,068
(1) 外 部 出 資	10,080,588	11,562,068
系 統 出 資	9,683,098	11,164,098
系 統 外 出 資	352,490	352,970
子 会 社 等 出 資	45,000	45,000
7. 繰 延 税 金 資 産	184,778	133,955
資 産 の 部 合 計	245,667,139	243,747,522

(負債及び純資産の部)

(単位：千円)

科 目	2023年度 (2023年12月31日現在)	2024年度 (2024年12月31日現在)
1. 信 用 事 業 負 債	229,912,231	228,205,477
(1) 賯 金	229,045,986	226,899,089
(2) その他の信用事業負債	866,245	1,306,387
未 払 費 用	18,701	65,625
そ の 他 の 負 債	847,543	1,240,761
2. 共 済 事 業 負 債	668,814	625,273
(1) 共 済 資 金	337,221	289,127
(2) 未経過共済付加収入	329,839	334,103
(3) その他の共済事業負債	1,754	2,042
3. 経 済 事 業 負 債	533,181	599,583
(1) 経 済 事 業 未 払 金	251,250	312,094
(2) 経 済 受 託 債 務	281,444	287,182
(3) その他の経済事業負債	485	305
4. 設 備 借 入 金	91,020	75,850
5. 雜 負 債	555,345	644,300
(1) 未 払 法 人 税 等	82,657	51,629
(2) 資 產 除 去 債 務	65,441	66,043
(3) そ の 他 の 負 債	407,246	526,627
6. 諸 引 当 金	1,385,504	1,300,298
(1) 賞 与 引 当 金	33,732	34,152
(2) 退 職 紿 付 引 当 金	1,334,074	1,242,754
(3) 役員退職慰労引当金	17,698	23,391
負 債 の 部 合 計	233,146,098	231,450,782
1. 組 合 員 資 本	13,797,428	14,014,930
(1) 出 資 金	4,895,243	4,842,787
(2) 資 本 準 備 金	1,423,400	1,423,400
(3) 利 益 剰 余 金	7,528,838	7,788,416
利 益 準 備 金	3,933,000	4,053,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,595,838	3,735,416
特 別 積 立 金	627,895	627,895
電 算 開 発 更新 積 立 金	300,000	420,000
販 売 流 通 関 係 積 立 金	100,000	100,000
農 業 施 設 整 備 積 立 金	100,000	100,000
經 營 基 盤 安 定 化 積 立 金	1,730,000	1,850,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	737,943	637,520
(うち当期剰余金)	(405,739)	(307,447)
(4) 処 分 未 済 持 分	△ 50,053	△ 39,673
2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 1,276,387	△ 1,718,190
(1) そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,276,387	△ 1,718,190
純 資 產 の 部 合 計	12,521,041	12,296,739
負 債 及 び 純 資 產 の 部 合 計	245,667,139	243,747,522

◆損益計算書 —— 1

(単位：千円)

科 目	2023年度 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)	2024年度 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)
1. 事 業 総 利 益 (A)	3,521,097	3,462,166
事 業 収 益	9,713,591	11,754,802
事 業 費 用	6,192,493	8,292,635
(1) 信 用 事 業 収 益	1,907,590	2,059,478
資 金 運 用 収 益	1,285,838	1,412,678
(うち預金利息)	(703,178)	(857,052)
(うち有価証券利息)	(199,212)	(216,056)
(うち貸出金利息)	(369,705)	(339,568)
(うちその他受入利息)	(13,742)	(0)
役 務 取 引 等 収 益	58,486	64,205
そ の 他 事 業 直 接 収 益	23,783	2,685
そ の 他 経 常 収 益	539,482	579,909
(2) 信 用 事 業 費 用	510,362	742,562
資 金 調 達 費 用	20,352	86,831
(うち貯金利息)	(15,598)	(81,684)
(うち給付補填備金繰入)	(727)	(497)
(うちその他支払利息)	(4,026)	(4,649)
役 務 取 引 等 費 用	16,564	16,293
そ の 他 事 業 直 接 費 用	239,359	328,269
そ の 他 経 常 費 用	234,085	311,168
(うち貸倒引当金繰入額)	(4,711)	(4,604)
信 用 事 業 総 利 益	1,397,228	1,316,915
(3) 共 濟 事 業 収 益	1,042,114	1,023,767
共 濟 付 加 収 入	941,468	945,107
そ の 他 の 収 益	100,646	78,659
(4) 共 濟 事 業 費 用	69,964	90,033
共 濟 推 進 費	39,837	54,902
共 濟 保 全 費	6,512	7,152
そ の 他 の 費 用	23,614	27,978
共 濟 事 業 総 利 益	972,150	933,734
(5) 購 買 事 業 収 益	3,317,384	3,341,744
購 買 品 供 紾 高	3,277,685	3,279,767
購 買 手 数 料	3,683	3,590
修 理 サ ー ビ ス 料	23,442	22,862
そ の 他 の 収 益	12,572	35,524
(6) 購 買 事 業 費 用	2,790,302	2,827,533
購 買 品 供 紅 原 価	2,711,318	2,749,762
購 買 品 供 紹 費	46,501	49,197
修 理 サ ー ビ ス 費	914	763
そ の 他 の 費 用	31,567	27,809
(うち貸倒引当金繰入額)	(3,725)	(2,475)
購 買 事 業 総 利 益	527,082	514,211

◆損益計算書 —— 2

(単位：千円)

科 目	2023年度 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)	2024年度 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)
(7) 販 売 事 業 収 益	2,782,719	4,755,602
販 売 品 販 売 高	2,437,061	4,422,679
販 売 手 数 料	103,276	104,903
そ の 他 の 収 益	242,381	228,019
(8) 販 売 事 業 費 用	2,311,825	4,150,374
販 売 品 販 売 原 価	2,083,349	3,929,327
販 売 費	13,453	10,742
そ の 他 の 費 用 (うち貸倒引当金繰入額)	215,021 (10)	210,303 (17)
販 売 事 業 総 利 益	470,894	605,228
(9) 保 管 事 業 収 益	417	351
(10) 保 管 事 業 費 用	9,075	9,832
保 管 事 業 総 損 失	8,658	9,481
(11) 直 販 事 業 収 益	462,086	545,936
直 販 購買品供給高	291,938	389,407
直 販 販 手 数 料	151,994	139,055
そ の 他 の 収 益	18,153	17,473
(12) 直 販 事 業 費 用	373,928	459,477
直 販 購買品供給原価	217,915	301,569
直 販 販 売 そ の 他 の 費 用 (うち貸倒引当金繰入額)	156,013 (2)	157,908 (3)
直 販 事 業 総 利 益	88,157	86,459
(13) 利 用 事 業 収 益	149,470	158,012
(14) 利 用 事 業 費 用 (うち貸倒引当金繰入額) (うち貸倒引当金戻入益)	110,039 (360) (-)	115,916 (-) (△119)
利 用 事 業 総 利 益	39,431	42,095
(15) 高 齢 者 福 祉 事 業 収 益	90,604	-
(16) 高 齢 者 福 祉 事 業 費 用 (うち貸倒引当金戻入益)	29,586 (△2)	- (-)
高 齢 者 福 祉 事 業 総 利 益	61,017	-
(17) 指 導 事 業 収 入	70,490	9,219
(18) 指 導 事 業 支 出	96,696	36,216
指 導 事 業 収 支 差 額	△26,205	△26,996

(注) 高齢者福祉事業は、2023年12月に事業譲渡しています。

◆損益計算書 —— 3

(単位：千円)

科 目	2023年度 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)	2024年度 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)
2. 事 業 管 理 費 (B)	3,167,945	3,118,847
(1) 人 件 費	2,078,007	2,082,854
(2) 業 務 費	293,667	294,982
(3) 諸 税 負 担 金	96,441	93,163
(4) 施 設 費	691,115	640,475
(5) そ の 他 事 業 管 理 費	8,712	7,371
事業利益 (C=A-B)	353,152	343,319
3. 事 業 外 収 益 (D)	197,053	95,089
(1) 受 取 雜 利 息	999	1,248
(2) 受 取 出 資 配 当 金	147,855	44,156
(3) 貸 貸 料	27,415	28,508
(4) 償 却 債 権 取 立 益	22	45
(5) 雜 収 入	20,761	21,132
4. 事 業 外 費 用 (E)	7,652	10,521
(1) 支 払 雜 利 息	15	15
(2) 貸 倒 引 当 金 繰 入 (事 業 外)	1	0
(3) 寄 付 金	67	92
(4) 雜 損 失	7,569	10,414
経 常 利 益 (F=C+D-E)	542,552	427,887
5. 特 別 利 益 (G)	377	1,266
(1) 固 定 資 産 処 分 益	377	1,266
6. 特 別 損 失 (H)	1,331	21,630
(1) 固 定 資 産 処 分 損	1,331	14,124
(2) 減 損 損 失	—	7,506
税引前当期利益 (I=F+G-H)	541,599	407,523
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 (J)	127,353	74,879
法 人 税 等 調 整 額 (K)	8,505	25,195
法 人 税 等 合 計 (L=J+K)	135,859	100,075
当 期 剰 余 金 (M=I-L)	405,739	307,447
当 期 首 繰 越 剰 余 金 (N)	332,203	330,073
当 期 未 処 分 剰 余 金 (P=M+N)	737,943	637,520

◆注記表

2023 年 度

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ① 市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 購 買 品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (2) 販 売 品：先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しています。
 - (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。
 - (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しています。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、以下によっています。

 - ・退職一時金制度：給付算定期限基準
 - ・企業年金制度：期間定期限基準
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしています。
 - (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

 - (1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - (2) 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が買取または受託により集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - (3) 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っておりまます。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
 - (4) 直販事業

管内農作物のPRを目的として、組合員が生産した農作物や加工品・食品等を買取または受託により、利用者等に販売する事業であり、当組合は利用

2024 年 度

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ① 市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 購 買 品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (2) 販 売 品：先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しています。
 - (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。
 - (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しています。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、以下によっています。

 - ・退職一時金制度：給付算定期限基準
 - ・企業年金制度：期間定期限基準
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしています。
 - (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

 - (1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - (2) 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が買取または受託により集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - (3) 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っておりまます。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
 - (4) 直販事業

管内農作物のPRを目的として、組合員が生産した農作物や加工品・食品等を買取または受託により、利用者等に販売する事業であり、当組合は利用

2023 年 度

- 者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。
- (5) 利用事業
ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。
- (6) 高齢者福祉事業
要介護者を対象にした訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点での収益を認識しています。
- (7) 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他決算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

- (1) 事業別損益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、各事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

II 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 40,748千円
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

- ① 算定方法
「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。
- ② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- ③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,632,388千円であります。その内訳は、次のとおりです。
建物1,511,913千円 機械装置952,229千円 土地20,973千円 その他の有形固定資産147,271千円

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務車両171台、フォークリフト94台については、リース契約により使用しております。

3. 担保に供している資産

定期預金のうち、為替決済取引の担保に定期預金5,000,000千円、JAバンク基本方針に基づく相互援助預金預託基準における相互援助預金として、定期預金22,739,000千円をそれぞれ供しています。

4. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債務の総額 351,480千円

5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 31,162千円

6. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は4,980千円、延滞債権額は218,686千円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものと

2024 年 度

者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

(5) 利用事業

ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

(6) 高齢者福祉事業

要介護者を対象にした訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点での収益を認識しています。

(7) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他決算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

- (1) 事業別損益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、各事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

- (2) 当組合が収益認識の会計基準に基づく代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、指導事業収益のうち、当組合が代理人として農業新聞の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、指導事業収入として表示しています。

II 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 42,146千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

- ① 算定方法
「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

- ② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

- ③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,632,388千円であります。その内訳は、次のとおりです。
建物1,511,913千円 機械装置952,229千円 土地20,973千円 その他の有形固定資産147,271千円

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務車両168台、フォークリフト94台については、リース契約により使用しております。

3. 担保に供している資産

定期預金のうち、為替決済取引の担保に定期預金5,000,000千円、JAバンク基本方針に基づく相互援助預金預託基準における相互援助預金として、定期預金22,479,000千円をそれぞれ供しています。

4. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債務の総額 395,675千円

5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 16,333千円

6. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は0円、延滞債権額は194,623千円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものと

2023 年 度

して未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は223,666千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 損益計算書に関する注記

1. 子会社との取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	14,060千円
うち事業取引高	72千円
うち事業取引以外の取引高	13,988千円
(2) 子会社との取引による費用総額	406千円
うち事業取引高	5千円
うち事業取引以外の取引高	400千円

2024 年 度

して未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は194,623千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 損益計算書に関する注記

1. 子会社との取引による収益総額

(1) 子会社との取引による収益総額	16,985千円
うち事業取引高	101千円
うち事業取引以外の取引高	16,884千円
(2) 子会社との取引による費用総額	559千円
うち事業取引高	37千円
うち事業取引以外の取引高	522千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグレーピングを実施した結果、営業店舗については支所ごとに、業務外固定資産（遊休資産）については、各固定資産をグレーピングの最小単位としています。

本所及び横芝倉庫については独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しました。

また、各経営センター、集出荷センターについてもそれ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものではなく、組合員の営農・生活関連施設であり、共同利用施設の運営と営農指導・販売を通じて地区内の農業振興と組合員の生活の向上に寄与している性格に鑑み、共用資産と位置付けています。

当事業年度に減損を計上した固定資産

場 所	用途	種 類	そ の 他
農産物直売店 「山武縁の風」山武店	遊休	建物、器具備品、構築物	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

農産物直売店「山武縁の風」山武店については、閉店により将来の用途が未定であり、使用範囲または方法の変更により減損の兆候に該当しています。正味売却価額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	減損金額	主な固定資産の種類ごとの減損損失
農産物直売店 「山武縁の風」山武店	7,506	建 物：7,087 器具備品：372 構築物：46

(4) 回収可能価額の算定方法

減損損失を計上した固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用し、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件について理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理部審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理部審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に

2023 年 度

基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したと想定した場合には、経済価値が415,416千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定期を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	172,745,265	172,718,516	△26,748
有価証券			
その他の有価証券	20,583,987	20,583,987	-
貸出金	32,582,993		
貸倒引当金（* 1）	△24,585		
貸倒引当金控除後	32,558,408	33,110,184	551,776
経済事業未収金	911,462		
貸倒引当金（* 2）	△16,154		
貸倒引当金控除後	895,307	895,307	-
経済受託債務	7,488	7,488	-
資 産 計	226,790,456	227,315,484	525,027
貯 金	229,045,986	228,962,822	△83,164
設備借入金	91,020	91,020	-
経済事業未払金	251,250	251,250	-
経済受託債務	281,444	281,444	-
負 債 計	229,669,702	229,586,537	△83,164

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(* 2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における

2024 年 度

基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したと想定した場合には、経済価値が415,416千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定期を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	160,729,188	160,470,362	△258,825
有価証券			
その他の有価証券	26,244,822	26,244,822	-
貸出金	35,290,949		
貸倒引当金（* 1）	△24,209		
貸倒引当金控除後	35,266,740	35,655,193	388,452
経済事業未収金	906,704		
貸倒引当金（* 2）	△17,928		
貸倒引当金控除後	888,776	888,776	-
経済受託債務	9,255	9,255	-
資 産 計	223,138,782	223,268,409	129,627
貯 金	226,899,089	226,484,795	△414,294
設備借入金	75,850	75,850	-
経済事業未払金	312,094	312,094	-
経済受託債務	287,182	287,182	-
負 債 計	227,574,216	227,159,922	△414,294

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(* 2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における

2023 年 度

る無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なる限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっており、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

⑤ 経済受託債権

経済受託債権については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

【負債】

① 質金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

④ 経済受託債務

経済受託債務については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外部出資（*1）	10,080,588

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	172,745,265	-	-	-	-	-
有価証券（*1）						
その他の有価証券のうち満期があるもの	1,300,000	700,000	-	-	340,000	16,760,000
貸出金（*2, 3）	3,092,378	2,241,616	1,961,271	1,706,972	1,483,437	22,003,150
経済事業未収金（*4）	895,992	-	-	-	-	-
経済受託債権	7,488	-	-	-	-	-

(*1) 有価証券については、額面金額を記載しています。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越285,632千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、3か月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等94,167千円は償還の予定が見込まれないため、含めています。

(*4) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等15,469千円は償還の予定が見込まれないため、含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*1）	211,514,795	8,388,723	7,725,523	778,961	531,580	106,403
借 入 金	15,170	15,170	15,170	15,170	15,170	15,170

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2024 年 度

る無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なる限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっており、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

⑤ 経済受託債権

経済受託債権については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

④ 経済受託債務

経済受託債務については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外部出資（*1）	11,562,068

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	160,729,188	-	-	-	-	-
有価証券（*1）						
その他の有価証券のうち満期があるもの	700,000	2,500,000	-	340,000	3,400,000	18,110,000
貸出金（*2, 3）	3,425,617	2,686,172	2,426,809	2,189,714	1,935,694	22,545,917
経済事業未収金（*4）	889,377	-	-	-	-	-
経済受託債権	9,255	-	-	-	-	-

(*1) 有価証券については、額面金額を記載しています。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越248,251千円については「1年以内」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、3か月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等81,022千円は償還の予定が見込まれないため、含めています。

(*4) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等17,326千円は償還の予定が見込まれないため、含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*1）	206,068,387	7,340,618	11,558,887	505,377	1,231,665	194,153
借 入 金	15,170	15,170	15,170	15,170	15,170	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2023 年 度

VII 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
 (1) その他有価証券で市場価格のない株式等以外のもの
 その他の有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるものの	株式 2,933,365	2,229,875	703,490
	債券		
	国債 942,590	906,086	36,503
	地方債 2,708,316	2,693,855	14,461
	政府保証債 501,960	499,981	1,978
	社債	—	—
小計	7,086,232	6,329,797	756,434
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないものの	株式 318,525	401,977	△83,452
	債券		
	国債 9,653,130	11,320,856	△1,667,726
	地方債 3,290,850	3,361,872	△71,021
	政府保証債 137,350	139,925	△2,575
	社債 97,900	99,967	△2,067
小計	13,497,755	15,324,599	△1,826,844
合計	20,583,987	21,654,397	△1,070,409

(※) なお、上記差額から繰延税金負債205,977千円を差し引いた額
 △1,276,387千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
株式	2,319,196	471,472	12,784
債券			
国債	2,665,620	23,748	239,359
合計	4,984,816	495,220	252,143

VIII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要
 職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。
 また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度（D B）を採用しています。

- (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,900,423千円
勤務費用	106,436千円
利息費用	6,461千円
数理計算上の差異の発生額	△48,831千円
退職給付の支払額	△55,501千円
期末における退職給付債務	1,908,987千円

- (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	589,071千円
期待運用収益	5,416千円
数理計算上の差異の発生額	154千円
特定退職金共済制度への拠出金	31,362千円
確定給付型年金制度への掛金	16,558千円
退職給付の支払額	△17,548千円
期末における年金資産	625,015千円

- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,908,987千円
特定退職金共済制度	△70,136千円
確定給付型年金制度（D B）	△554,879千円
未積立退職給付債務	1,283,972千円
未認識数理計算上の差異	29,524千円
未認識過去勤務費用	20,578千円
貸借対照表計上額純額	1,334,074千円
退職給付引当金	1,334,074千円

- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	106,436千円
利息費用	6,461千円
期待運用収益	△5,416千円
数理計算上の差異の費用処理額	△8,181千円
過去勤務費用の費用処理額	△10,289千円
合計	89,010千円

2024 年 度

VII 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
 (1) その他有価証券で市場価格のない株式等以外のもの
 その他の有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるものの	株式 2,877,385	2,035,256	842,129
	債券		
	国債 1,307,560	1,299,745	7,814
	地方債 500,400	499,990	409
	政府保証債 200,190	199,996	193
	社債	—	—
小計	4,885,535	4,034,988	850,547
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないものの	株式 623,381	717,314	△93,933
	債券		
	国債 13,990,480	16,032,893	△2,042,413
	地方債 6,414,732	6,606,303	△191,571
	政府保証債 134,824	139,936	△5,112
	社債 195,870	199,972	△4,102
小計	21,359,287	23,696,420	△2,337,133
合計	26,244,822	27,731,408	△1,486,586

(※) なお、上記差額から繰延税金負債231,604千円を差し引いた額
 △1,718,190千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
株式	2,188,913	521,170	70,625
債券			
国債	1,557,195	2,582	328,269
合計	3,746,108	523,752	398,894

VIII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要
 職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。
 また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度（D B）を採用しています。

- (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,908,987千円
勤務費用	97,466千円
利息費用	6,490千円
数理計算上の差異の発生額	△48,054千円
退職給付の支払額	△154,312千円
期末における退職給付債務	1,810,577千円

- (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	625,015千円
期待運用収益	5,706千円
数理計算上の差異の発生額	9,458千円
特定退職金共済制度への拠出金	44,132千円
確定給付型年金制度への掛金	16,054千円
退職給付の支払額	△43,212千円
期末における年金資産	657,155千円

- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,810,577千円
特定退職金共済制度	△111,077千円
確定給付型年金制度（D B）	△546,078千円
未積立退職給付債務	1,153,422千円
未認識数理計算上の差異	79,043千円
未認識過去勤務費用	10,289千円
貸借対照表計上額純額	1,242,754千円
退職給付引当金	1,242,754千円

- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	97,466千円
利息費用	6,490千円
期待運用収益	△5,706千円
数理計算上の差異の費用処理額	△7,993千円
過去勤務費用の費用処理額	△10,289千円
合計	79,967千円

2023 年 度

(6) 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
(特定退職金共済制度) (確定給付型年金制度)
債券 64% 一般勘定 100%
年金保険投資 28% 合計 100%
現金及び預金 3%
その他 5%
合計 100%
※一般勘定とは、全国共済農業協同組合連合会において企業年金制度の資産等を1つの勘定で運用していることを言います。
(7) 長期期待運用収益率の設定に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率 0.34%
長期期待運用収益率 0.94%

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金26,068千円を含めて計上しています。

なお、翌事業年度以降において負担することが見込まれる、2032年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、211,772千円です。

IX 税効果会計に関する注記

1. 總延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	497,449千円
退職給付引当金	363,268千円
減損損失	52,280千円
賞与引当金	10,746千円
資産除去債務	17,819千円
役員退職慰労引当金	4,819千円
貸倒引当金	8,124千円
減価償却の償却超過額	3,924千円
未払事業税	7,829千円
貸倒損失	1,582千円
その他	1,490千円
繰延税金資産小計	969,336千円
評価性引当額	△575,903千円
繰延税金資産合計（A）	393,432千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△205,977千円
固定資産（資産除去債務対応）	△2,677千円
繰延税金負債合計（B）	△208,654千円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	184,778千円

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.86%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.22%
住民税等均等割額	1.56%
評価性引当金の増減	0.14%
その他	△1.49%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.08%

X 収益認識に関する注記

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記5、収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

2024 年 度

(6) 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
(特定退職金共済制度) (確定給付型年金制度)
債券 68% 一般勘定 100%
年金保険投資 25% 合計 100%
現金及び預金 7%
その他 0%
合計 100%

※一般勘定とは、全国共済農業協同組合連合会において企業年金制度の資産等を1つの勘定で運用していることを言います。

(7) 長期期待運用収益率の設定に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.34%
長期期待運用収益率 0.94%

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金26,222千円を含めて計上しています。

なお、翌事業年度以降において負担することが見込まれる、2032年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、184,226千円です。

VII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	636,401千円
退職給付引当金	338,402千円
減損損失	41,023千円
賞与引当金	10,880千円
資産除去債務	17,983千円
役員退職慰労引当金	6,369千円
貸倒引当金	7,087千円
減価償却の償却超過額	6,352千円
未払事業税	4,265千円
貸倒損失	1,570千円
その他	2,164千円
繰延税金資産小計	1,072,502千円
評価性引当額	△704,567千円
繰延税金資産合計（A）	367,934千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△231,604千円
固定資産（資産除去債務対応）	△2,375千円
繰延税金負債合計（B）	△233,979千円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	133,955千円

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.27%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.79%
住民税等均等割額	2.07%
評価性引当金の増減	△2.52%
その他	△0.70%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.56%

X 収益認識に関する注記

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記5、収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

◆ 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2023年度	2024年度
1 当期末処分剰余金	737,943,422	637,520,648
計	737,943,422	637,520,648
2 剰余金処分額	407,870,179	315,336,285
(1) 利益準備金	120,000,000	70,000,000
(2) 任意積立金	240,000,000	150,000,000
電算開発更新積立金	120,000,000	50,000,000
農業施設整備積立金	—	50,000,000
経営基盤安定化積立金	120,000,000	50,000,000
(3) 出資配当金	47,870,179	95,336,285
普通出資に対する配当金	47,870,179	95,336,285
3 次期繰越剰余金	330,073,243	322,184,363

(注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。なお、2024年度の出資配当には設立30周年記念配当1.0%を含んでいます。

2023年度 1.0% 2024年度 2.0%

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

2023年度 25,000千円 2024年度 20,000千円

目的積立金の種類・積立目的・積立目標額および明細

(単位：千円)

積立種類	目標額	2023年度 剰余金 処分後残高	2024年度 剰余金 処分額	取崩額	2024年度 剰余金 処分後残高	積立目的
電算開発 更新積立金	1,000,000	420,000	50,000	—	470,000	電算機器の更新、プログラムの開発・購入に充てるため。
販売流通 関係積立金	100,000	100,000	—	—	100,000	販売流通に関する調査・営業・広告宣伝・残留農薬及び栄養分析(第三者分析機関による)に充てるため。 食品衛生法・農薬取締法に抵触した場合、補償・回収等の費用に充てるため。
農業施設 整備積立金	1,000,000	100,000	50,000	—	150,000	保有する農業倉庫・集出荷場・選果施設等の消耗・老朽化による更新または撤去改修時に多額の資金を要する場合に備え、併せ組合の財務健全性を確保するため。
経営基盤 安定化 積立金	2,000,000	1,850,000	50,000	—	1,900,000	組合の保有する資産に対するリスクやコンプライアンス責任を果たすための支出及びその他財務基盤に係る臨時損失の発生に備え、組合経営基盤の安定を図るため。

◆部門別損益計算書（2023年度）

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	9,822,879	1,907,590	1,042,114	6,475,899	326,783	70,490	
事業費用②	6,301,782	510,362	69,964	5,398,859	225,898	96,696	
事業総利益 ③=①-②	3,521,097	1,397,228	972,150	1,077,039	100,884	△26,205	
事業管理費④ (うち減価償却費)⑤ (うち人件費)⑤'	3,167,945 (428,624) (2,078,007)	987,359 (88,416) (691,468)	736,947 (46,059) (542,088)	1,194,424 (275,994) (664,340)	176,991 (14,311) (124,913)	72,221 (3,842) (55,195)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費)⑦ (うち人件費)⑦'		226,154 (62,878) (81,667)	162,822 (45,270) (58,797)	273,473 (76,035) (98,755)	27,386 (7,614) (9,889)	12,287 (3,416) (4,437)	△702,123 (△195,215) (△253,548)
事業利益 ⑧=③-④	353,152	409,869	235,202	△117,384	△76,107	△98,427	
事業外収益⑨	197,053	64,305	49,817	70,141	12,788		
※うち共通分⑩							
事業外費用⑪	7,652	2,517	1,966	2,581	588		
※うち共通分⑫							
経常利益 ⑬=⑧+⑨-⑪	542,552	471,657	283,053	△49,823	△63,906	△98,427	
特別利益⑭	377	129	100	134	13		
※うち共通分⑮							
特別損失⑯	1,331	1,246	29	52	2		
※うち共通分⑰							
税引前当期利益 ⑱=⑬+⑭-⑯	541,599	470,539	283,125	△49,741	△63,896	△98,427	
営農指導事業分配賦額⑲		10,472	5,866	77,895	4,193	△98,427	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳=⑱-⑲	541,599	460,066	277,258	△127,637	△68,089		

※ 上記の事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益（事業収益109,288千円、事業費用109,288千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費

・各部門に配置されている人員割合と人件費を除いた事業管理費の割合、及び事業総利益の割合の平均値を配賦しています。

(2) 営農指導事業

・各支所、センター等での指導貢献度比率の累積により配賦しています。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合計
共通管理費等	32.21%	23.19%	38.95%	3.90%	1.75%	100.00%
営農指導事業	10.64%	5.96%	79.14%	4.26%		100.00%

◆部門別損益計算書（2024年度）

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	11,894,112	2,059,478	1,023,767	8,551,539	250,107	9,219	
事業費用②	8,431,946	742,562	90,033	7,351,764	211,369	36,216	
事業総利益 ③=①-②	3,462,166	1,316,915	933,734	1,199,775	38,738	△26,996	
事業管理費④ (うち減価償却費)⑤ (うち人件費)⑤'	3,118,847 (384,915) (2,082,854)	946,224 (72,627) (680,186)	798,029 (42,196) (601,774)	1,235,152 (258,902) (698,839)	67,695 (7,928) (44,645)	71,745 (3,260) (57,407)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費)⑦ (うち人件費)⑦'		225,904 (53,430) (74,571)	175,146 (41,425) (57,815)	309,936 (73,306) (102,310)	14,828 (3,507) (4,894)	11,951 (2,826) (3,945)	△737,768 (△174,496) (△243,537)
事業利益 ⑧=③-④	343,319	370,691	135,704	△35,376	△28,956	△98,742	
事業外収益⑨	95,089	29,517	25,263	37,830	2,478		
※うち共通分⑩							
事業外費用⑪	10,521	3,421	2,997	3,859	243		
※うち共通分⑫							
経常利益 ⑬=⑧+⑨-⑪	427,887	396,786	157,970	△1,406	△26,721	△98,742	
特別利益⑭	1,266	416	367	453	29		
※うち共通分⑮							
特別損失⑯	21,630	3,272	2,364	15,703	289		
※うち共通分⑰							
税引前当期利益 ⑲=⑬+⑭-⑯	407,523	393,930	155,973	△16,656	△26,981	△98,742	
営農指導事業分配賦額⑲		10,644	6,043	78,233	3,821	△98,742	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳=⑲-⑲	407,523	383,286	149,929	△94,889	△30,803		

※ 上記の事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益（事業収益139,310千円、事業費用139,310千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費

・各部門に配置されている人員割合と人件費を除いた事業管理費の割合、及び事業総利益の割合の平均値を配賦しています。

(2) 営農指導事業

・各支所、センター等での指導貢献度比率の累積により配賦しています。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合計
共通管理費等	30.62%	23.74%	42.01%	2.01%	1.62%	100.00%
営農指導事業	10.78%	6.12%	79.23%	3.87%		100.00%

会計監査人の監査

2023年度および2024年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

II 損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益（事業収益）	11,459	10,437	9,464	9,822	11,894
信用事業収益	1,655	1,751	1,670	1,907	2,059
共済事業収益	1,101	1,072	1,029	1,042	1,023
農業関連事業収益	8,059	6,991	6,354	6,475	8,551
生活その他事業収益	532	506	323	326	250
営農指導事業収益	110	114	86	70	9
経常利益	505	525	542	542	427
当期剰余金	359	456	341	405	307
出資金 (出資口数)	4,727 (4,727,207口)	4,868 (4,868,416口)	4,892 (4,892,972口)	4,895 (4,895,243口)	4,842 (4,842,787口)
純資産額	12,703	13,649	11,602	12,521	12,296
総資産額	245,305	244,850	245,676	245,667	243,747
貯金等残高	227,067	225,343	229,672	229,045	226,899
貸出金残高	23,957	27,180	30,783	32,582	35,290
有価証券残高	19,569	18,312	19,257	20,583	26,244
剰余金配当金額	46	47	47	47	95
出資配当額	46	47	47	47	95
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	344人	325人	309人	305人	310人
単体自己資本比率	13.96%	14.55%	14.36%	15.37%	15.86%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
4. 職員数は、准職員及び契約職員を含めています。
5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	2023年度	2024年度	増減
資金運用収支	1,265	1,325	60
役務取引等収支	41	47	5
その他の信用事業収支	89	△ 56	△ 146
信用事業粗利益	1,397	1,316	△ 80
(信用事業粗利益率)	(0.61)	(0.58)	(△0.03)
事業粗利益	3,416	3,301	△ 114
(事業粗利益率)	(1.38)	(1.35)	(△0.03)
事業純益	245	177	△ 67
実質事業純益	248	183	△ 65
コア事業純益	463	508	44
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	463	508	44

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	2023年度			2024年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	226,526	1,285	0.56	224,388	1,412	0.62
うち預金	173,110	716	0.41	167,018	857	0.51
うち有価証券	21,714	199	0.91	23,706	216	0.91
うち貸出金	31,701	369	1.16	33,664	339	1.00
資金調達勘定	229,137	20	0.00	227,039	86	0.03
うち貯金・定期積金	228,557	16	0.00	226,442	82	0.03
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
うち留保金	580	4	0.69	597	4	0.77
総資金利ざや	—	0.22	—	—	0.26	—

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り+経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの貯金奨励金等が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	2023年度増減額	2024年度増減額
受取利息	△ 49	126
うち預金	△ 78	140
うち有価証券	15	16
うち貸出金	14	△ 30
支払利息	△ 7	66
うち貯金・定期積金	△ 3	65
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
うち留保金	△ 4	0
差引	△ 41	60

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの貯金奨励金が含まれています。

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 賦金に関する指標

科目別賦金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	2023年度	2024年度	増減
流動性貯金	109,530 (47.9)	115,759 (51.1)	6,228
定期性貯金	118,940 (52.0)	110,590 (48.8)	△ 8,349
その他の貯金	85 (0.0)	92 (0.0)	6
計	228,557 (100.0)	226,442 (100.0)	△ 2,114
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合計	228,557 (100.0)	226,442 (100.0)	△ 2,114

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. () 内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	2023年度	2024年度	増減
定期貯金	114,492 (100.0)	106,193 (100.0)	△ 8,298
うち固定金利定期	113,499 (99.1)	105,330 (99.1)	△ 8,168
うち変動金利定期	992 (0.8)	862 (0.8)	△ 129

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が固定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	2023年度	2024年度	増減
手形貸付	288	255	△ 33
証書貸付	31,121	33,134	2,013
当座貸付	291	275	△ 16
割引手形	—	—	—
合計	31,701	33,664	1,962

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	2023年度	2024年度	増減
固定金利貸出	11,540 (35.4)	13,496 (38.2)	1,955
変動金利貸出	21,042 (64.5)	21,794 (61.7)	751
合計	32,582 (100.0)	35,290 (100.0)	2,707

(注) () 内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	2023年度	2024年度	増減
貯金・定期積金等	547	446	△ 100
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	341	248	△ 93
小計	888	695	△ 193
農業信用基金協会保証	13,556	13,780	224
その他保証	14,483	16,409	1,926
小計	28,039	30,190	2,150
信用	3,654	4,405	750
合計	32,582	35,290	2,707

債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	2023年度	2024年度	増減
設備資金	29,356 (90.1)	33,725 (95.5)	4,369
運転資金	3,226 (9.9)	1,565 (4.4)	△ 1,661
合計	32,582 (100.0)	35,290 (100.0)	2,707

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種類	2023年度	2024年度	増減
農業	4,688 (14.3)	4,556 (12.9)	△132
林業	59 (0.1)	55 (0.1)	△4
水産業	36 (0.1)	34 (0.0)	△1
製造業	3,873 (11.8)	4,201 (11.9)	327
鉱業	133 (0.4)	127 (0.3)	△5
建設・不動産業	3,066 (9.4)	3,273 (9.2)	207
電気・ガス・熱供給水道業	360 (1.1)	402 (1.1)	42
運輸・通信業	2,837 (8.7)	3,205 (9.0)	368
金融・保険業	1,729 (5.3)	285 (0.8)	△1,444
卸売・小売・サービス業・飲食業	8,066 (24.7)	9,006 (25.5)	940
地方公共団体	1,924 (5.9)	4,165 (11.8)	2,241
非営利法人	— (—)	— (—)	0
その他の他	5,805 (17.8)	5,975 (16.9)	169
合計	32,582 (100.0)	35,290 (100.0)	2,707

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種類	2023年度	2024年度	増減
農業	2,466	2,490	23
耕作	1,103	1,140	37
野菜・園芸	995	963	△31
果樹・樹園農業	32	30	△2
工芸作物	1	1	△0
養豚・肉牛・酪農	30	19	△11
養鶏・養卵	0	—	△0
養蚕	—	—	—
その他農業	302	335	33
農業関連団体等	—	—	—
合計	2,466	2,490	23

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

種類	2023年度	2024年度	増減
プロパー資金	1,303	1,273	△ 30
農業制度資金	1,162	1,217	54
農業近代化資金	1,152	1,211	58
その他制度資金	10	6	△ 3
合計	2,466	2,490	23

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

【受託貸付金】

(単位：百万円)

種類	2023年度	2024年度	増減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他の	4	4	△ 0
合計	4	4	△ 0

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権 及びこれらに準ずる債権	2023年度	44	—	33	10
	2024年度	81	—	74	6
危険債権	2023年度	179	—	176	3
	2024年度	112	—	111	1
要管理債権	2023年度	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—
三月以上延滞債権	2023年度	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2023年度	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—
小計	2023年度	223	—	209	14
	2024年度	194	—	186	8
正常債権	2023年度	32,445			
	2024年度	35,161			
合計	2023年度	32,669			
	2024年度	35,355			

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

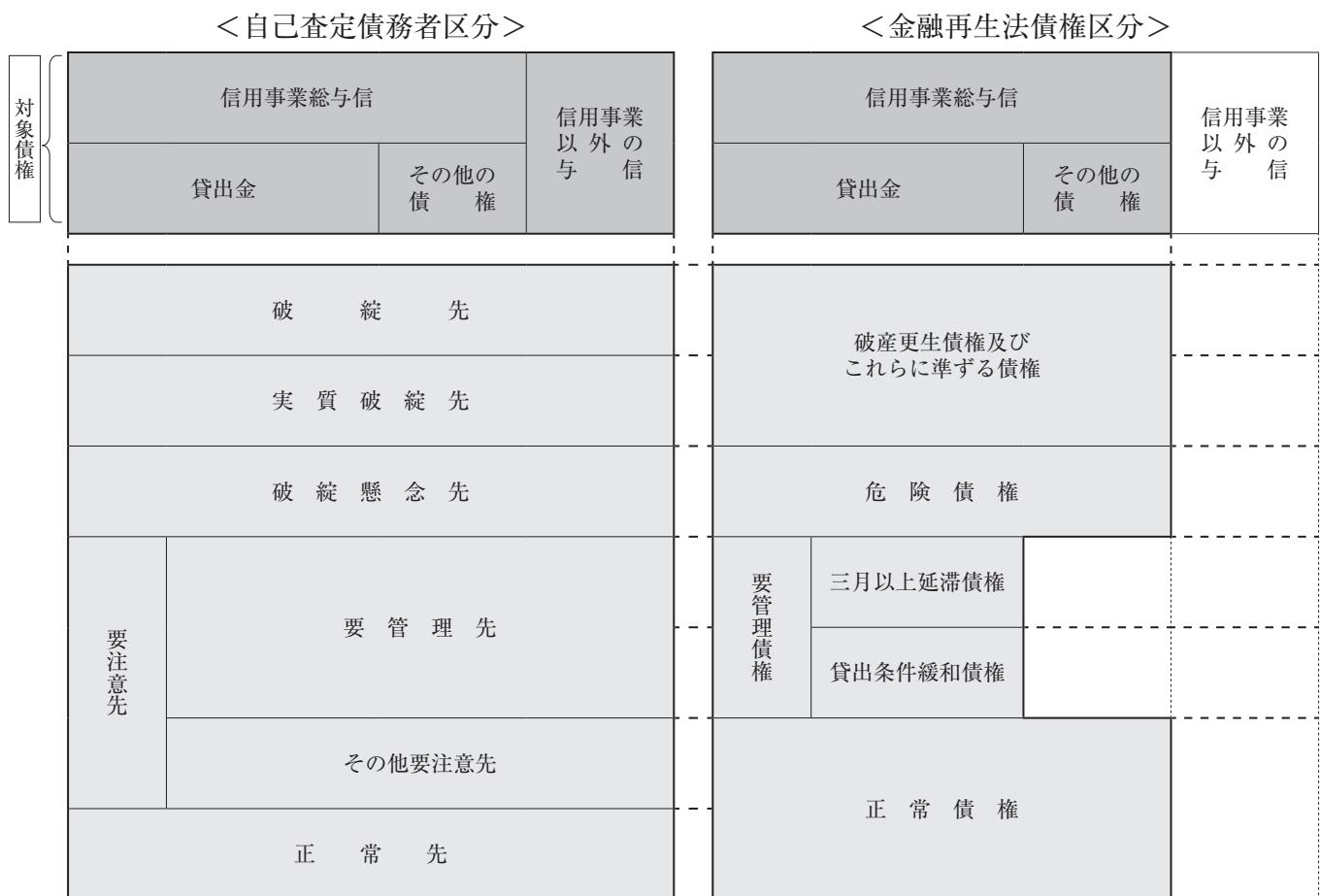
6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

<開示基準別の債権の分類>



●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 三月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額

●三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区分	2023年度				2024年度				期末残高	
	期首残高	期中增加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中減少額			
			目的使用	その他			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	8	10	—	8	10	10	16	—	10	
個別貸倒引当金	24	11	0	5	29	29	13	5	12	
合 計	32	22	0	13	40	40	29	5	22	
									42	

貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	2023年度	2024年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種類	2023年度		2024年度	
	仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	44,743	248,550	45,893
	金額	33,555	53,405	44,799
代金取立為替	件数	1	1	0
	金額	1	6	—
雜為替	件数	1,888	892	1,703
	金額	1,094	214	1,159
合計	件数	46,632	249,443	47,596
	金額	34,651	53,626	45,958
				251,607
				57,570

(4) 有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	2023年度	2024年度	増減
国債	12,549	13,907	1,357
地方債	5,804	6,790	985
政府保証債	808	442	△ 366
金融債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	99	105	5
株式	2,770	2,788	18
その他の証券	—	—	—
合計	22,033	24,034	2,001

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以内	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
2023年度								
国債	—	—	—	—	—	10,595	—	10,595
地方債	1,003	503	299	1,070	3,122	—	—	5,999
政府保証債	300	201	39	—	97	—	—	639
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	97	—	—	—	97
株式	—	—	—	—	—	—	3,251	3,251
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
2024年度								
国債	—	2,395	2,479	—	1,369	9,053	—	15,298
地方債	500	—	1,183	2,125	3,106	—	—	6,915
政府保証債	200	—	39	—	95	—	—	335
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	99	—	96	—	—	—	195
株式	—	—	—	—	—	—	3,500	3,500
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券等の時価情報

① 有価証券の時価情報

〔その他有価証券〕

(単位：百万円)

	種類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えるもの	株式	2,933	2,229	703	2,877	2,035	842
	債券						
	国債	942	906	36	1,307	1,299	7
	地方債	2,708	2,693	14	500	499	0
	政府保証債	501	499	1	200	199	0
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小計		7,086	6,329	756	4,885	4,034	850
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えないも の	株式	318	401	△ 83	623	717	△ 93
	債券						
	国債	9,653	11,320	△ 1,667	13,990	16,032	△ 2,042
	地方債	3,290	3,361	△ 71	6,414	6,606	△ 191
	政府保証債	137	139	△ 2	134	139	△ 5
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	97	99	△ 2	195	199	△ 4
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小計		13,497	15,324	△ 1,826	21,359	23,696	△ 2,337
合計		20,583	21,654	△ 1,070	26,244	27,731	△ 1,486

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

長期共済保有高

(単位：件・千円)

種類	2023年度		2024年度		
	件数	金額	件数	金額	
生命系	終身共済	16,111	173,668,834	16,291	163,252,413
	定期生命共済	244	4,529,000	359	7,001,780
	養老生命共済	5,064	36,848,490	4,654	32,839,915
	うちこども共済	2,745	12,964,200	2,685	11,949,100
	医療共済	10,948	4,376,000	10,924	3,992,900
	がん共済	3,018	776,000	3,122	755,000
	定期医療共済	504	421,700	482	411,500
	介護共済	1,433	3,965,305	1,725	5,469,612
	認知症共済	100		109	
	生活障害共済	206		245	
	特定重度疾患共済	703		856	
	年金共済	7,396	15,000	7,338	15,000
	建物系建物更生共済	24,611	376,488,197	24,523	376,028,208
	合計	70,338	601,088,527	70,628	589,766,330

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む、死亡保障を伴わない共済を記載するときの金額欄は斜線。))を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位：件・千円)

種類	2023年度		2024年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	10,948	47,590 552,761	10,924	43,267 678,171
がん共済	3,018	18,860	3,122	19,407
定期医療共済	504	2,295	482	2,195
合計	14,470	621,506	14,528	743,040

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件・千円)

種類	2023年度		2024年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	1,433	5,434,184	1,725	7,352,615
認知症共済	100	220,900	109	246,400
生活障害共済(一時金型)	123	906,200	155	1,149,200
生活障害共済(定期年金型)	83	93,200	90	97,500
特定重度疾患共済	703	1,217,200	856	1,517,100

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位：件・千円)

種類	2023年度		2024年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	5,301	3,574,258	5,273	3,553,040
年金開始後	2,095	1,306,296	2,065	1,291,919
合計	7,396	4,880,555	7,338	4,844,959

(注)「金額」欄は、年金年額(利率変動型年金にあっては、最低保障年金額)について記載しています。

短期共済新契約高

(単位：件・千円)

種類	2023年度			2024年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	1,213	15,688,330	15,251	1,197	15,406,630	15,167
自動車共済	17,660		744,222	17,705		748,993
傷害共済	15,124	62,125,000	6,999	14,664	59,730,500	7,033
定期生命共済	4	14,000	112	4	14,000	112
賠償責任共済	441		790	429		844
自賠責共済	4,362		74,187	4,209		70,123
合計	38,804		841,564	38,208		842,274

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種類	2023年度		2024年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	肥料	1,025,800	180,336	964,511
	農薬	568,725	93,223	599,054
	農業機械	550,075	88,689	605,491
	燃料	216,110	33,039	218,132
	その他	810,599	134,806	781,695
計		3,171,311	530,095	3,168,884
				498,813
生活物資	米	6,508	1,446	5,554
	生鮮食品	3,286	296	2,875
	一般食品	63,752	11,552	60,745
	衣料品	2,499	473	2,289
	耐久消費財	176,443	15,531	134,597
	日用保健雑貨	35,961	3,985	31,042
	その他	26,687	2,983	28,165
計		315,139	36,271	265,269
				31,190
合計		3,486,450	566,367	3,434,154
				530,004

(注) 受託購買品の取り扱いはありません。

(注) 代理人取引は、損益計算書において純額を購買事業収益として表示しておりますが、本表では総額で記載しているため、金額は損益計算書と一致しません。

受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種類	2023年度		2024年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	—	—	—	—
麦	4,741	331	2,774	158
豆・雑穀等	5,946	210	2,164	335
青果物	4,350,422	102,734	4,378,313	104,410
合計	4,361,110	103,276	4,383,253	104,903

買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種類	2023年度		2024年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	2,432,855	353,634	4,417,646	493,268
落花生	4,206	77	5,032	82
合計	2,437,061	353,771	4,422,679	493,351

保管事業取扱実績

(単位：千円)

項目	2023年度		2024年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
収益	保管料	108	57	
	その他の収益	309	293	
	計	417	351	
費用	保管労務費	5,798	5,914	
	その他の費用	3,277	3,917	
	計	9,075	9,832	
差引		△ 8,658	△ 9,481	

直販事業取扱実績

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度
直販販売品取扱高	1,326,414	1,218,632
直販購買品供給高	291,938	389,407
合計	1,618,353	1,608,040

利用事業取扱実績

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度
収益	育苗センター	74,255
	ライスセンター	68,690
	その他の収益	6,836
	計	149,783
費用	育苗センター	57,024
	ライスセンター	50,040
	その他の費用	3,287
	計	110,351
差引		39,431
		42,095

(注) 土壤診断は、損益計算書において純額を利用事業収益として表示しておりますが、本表では総額で記載しているため、金額は損益計算書と一致しません。

高齢者福祉事業取扱実績

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度
収益	90,604	
費用	29,586	

(注) 高齢者福祉事業は、2023年12月に事業譲渡しています。

指導事業

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度
収入	実費収入	28,236
	出荷奨励金	62,241
	受入補助金等	722
	農政活動資金	1,787
計		92,988
費用	生活改善費	7,386
	組織強化費	69,605
	農政活動費	1,851
	後継者対策費	1,762
	教育情報費	7,243
	その他の費用	31,344
	計	119,194
		57,663

(注) 農業新聞は、損益計算書において純額を指導事業収益として表示しておりますが、本表では総額で記載しているため、金額は損益計算書と一致しません。

IV 経営諸指標

利益率

(単位：%)

項目	2023年度	2024年度	増減
総資産経常利益率	0.21	0.17	△ 0.04
資本経常利益率	4.02	3.15	△ 0.86
総資産当期純利益率	0.16	0.12	△ 0.03
資本当期純利益率	3.01	2.26	△ 0.74

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率=経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率=当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：%)

項目	2023年度	2024年度	増減
貯貸率	期末	14.22	1.32
	期中平均	13.87	0.99
貯証率	期末	8.98	2.57
	期中平均	9.50	0.96

- (注) 1. 貯貸率（期末）=貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）=貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）=有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）=有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,749	13,919
うち、出資金及び資本準備金の額	6,318	6,266
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	7,528	7,788
うち、外部流出予定額（△）	47	95
うち、上記以外に該当するものの額	△ 50	△ 39
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	10	16
うち、一般貸倒り引当金コア資本算入額	10	16
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 13,760	13,935
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	270	238
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	270	238
線延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、線延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、線延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口) 270	238
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (口))	(ハ) 13,489	13,697
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	81,319	79,930
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハーパーセントで除して得た額	6,406	6,422
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二) 87,725	86,352
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	15.37%	15.86%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	2023年度			2024年度		
	エクスボージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b=a×4%	エクスボージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b=a×4%
現金	1,057	—	—	1,185	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	12,239	—	—	17,350	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,002	—	—	11,289	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	600	10	0	300	10	0
我が国の政府関係機関向け	99	—	—	99	—	—
地方三公社向け	—	—	—	100	0	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	173,332	34,666	1,386	161,464	32,292	1,291
法人等向け	110	40	1	152	88	3
中小企業等向けおよび個人向け	10,416	4,597	183	12,193	5,440	217
抵当権付住宅ローン	3,607	1,004	40	3,898	1,076	43
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	48	32	1	24	0	0
取立て未済手形	34	6	0	27	5	0
信用保証協会等による保証付	13,567	1,334	53	13,790	1,354	54
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	3,263	3,263	130	3,384	3,384	135
(うち出資等のエクスボージャー)	3,263	3,263	130	3,384	3,384	135
(うち重要な出資のエクスボージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	20,130	36,364	1,454	19,789	36,278	1,451
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段 うち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスボージャー)	10,945	27,364	1,094	10,930	27,325	1,093
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー)	290	725	29	236	591	23
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他の外部TLAC関連調達手段に係るエクスボージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他の外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスボージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスボージャー)	8,894	8,274	330	8,622	8,361	334
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルーフ方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスボージャー別計	246,511	81,319	3,252	245,051	79,930	3,197
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関間連エクスボージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	246,511	81,319	3,252	245,051	79,930	3,197
オペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>			オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額a	所要自己資本額b=a×4%	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額a	所要自己資本額b=a×4%
			6,406	256	6,422	256
所要自己資本額			リスク・アセット等(分母)計a	所要自己資本額b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計a	所要自己資本額b=a×4%
			87,725	3,509	86,352	3,454

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び第一種金融商品取引業者向け、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。
 5. 「証券化(証券化エクスボージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティの免責額が含まれます。
 8. 当JAでは、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

÷8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛めのことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人向けエクspoージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）

および三月以上延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

区分	2023年度			2024年度			三月以上延滞エクスポートの残高
	信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	362	362	—	—	414	414
	林業	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	2,268	1	—	—	2,260	1
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	67	0	—	—	64	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	23	—
	運輸・通信業	94	25	40	—	217	17
	金融・保険業	185,216	1,496	700	—	173,054	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	135	68	—	—	162	50
	日本国政府・地方公共団体	20,199	1,898	18,300	—	28,607	4,141
	上記以外	745	99	—	—	767	129
個人		28,730	28,714	—	48	30,618	30,600
その他		8,690	—	—	—	8,859	—
業種別残高計		246,511	32,669	19,041	48	245,051	35,355
						25,006	24
1年以下		174,655	720	1,301	/	162,775	610
1年超3年以下		1,993	1,292	700	/	3,694	1,192
3年超5年以下		2,322	1,982	339	/	7,747	4,011
5年超7年以下		2,505	1,316	1,189	/	3,857	1,437
7年超10年以下		4,823	1,553	3,270	/	6,532	1,941
10年超		37,589	25,349	12,239	/	36,646	25,590
期限の定めのないもの		22,622	454	—	/	23,797	571
残存期間別残高計		246,511	32,669	19,041	/	245,051	35,355
					/	25,006	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
4. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートをいいます。

③貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区分	2023年度					2024年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	8	10	—	8	10	10	16	—	10	16
個別貸倒引当金	24	11	0	5	29	29	13	5	12	26

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	2023年度					2024年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		24	11	0	5	29	—	29	13	5	12	26
業種別計		24	11	0	5	29	—	29	13	5	12	26

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

区分	2023年度			2024年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	22,726	22,726	—	30,975
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	13,443	13,443	—	13,640
	リスク・ウェイト 20%	—	180,700	180,700	—	169,530
	リスク・ウェイト 35%	—	1,900	1,900	—	1,986
	リスク・ウェイト 50%	—	614	614	—	763
	リスク・ウェイト 75%	—	4,431	4,431	—	5,223
	リスク・ウェイト 100%	—	11,436	11,436	—	11,763
	リスク・ウェイト 150%	—	22	22	—	1
	リスク・ウェイト 250%	—	11,235	11,235	—	11,166
	その他	—	—	—	—	—
	リスクウェイト 1250%	—	—	—	—	—
計		—	246,511	246,511	—	245,051
						245,051

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクspoージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクspoージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府

等、我が国的地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区分	2023年度		2024年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	500	—	200
我が国の政府関係機関向け	—	99	—	99
地方三公社向け	—	—	—	100
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	28	40	16	40
中小企業等向け及び個人向け	171	5,506	155	6,541
抵当権付住宅ローン	—	1,695	—	1,905
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	725	—	334
合計	199	8,569	171	9,221

- (注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポート）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化工クスポートナーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3,251	3,251	3,500	3,500
非上場	10,080	10,080	11,562	11,562
合計	13,332	13,332	15,062	15,062

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

2023年度			2024年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
471	12	—	521	70	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

2023年度		2024年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
703	83	842	93

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

2023年度		2024年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
ルックスルーウェイト方式を適用するエクspoージャー	—	—
マンデートウェイト方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性ウェイト（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性ウェイト（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバックウェイト（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。
- ・内部モデルの使用等、△EVE および△NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
△EVE の前事業年度からの変動要因は、主に有価証券によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVE および△NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE および△NII と大きく異なる点）
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,541	1,227	143	156
2	下方パラレルシフト	0	0	9	0
3	スティープ化	1,941	1,474		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	279	378		
7	最大値	1,941	1,474	143	156
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	13,489		13,697	

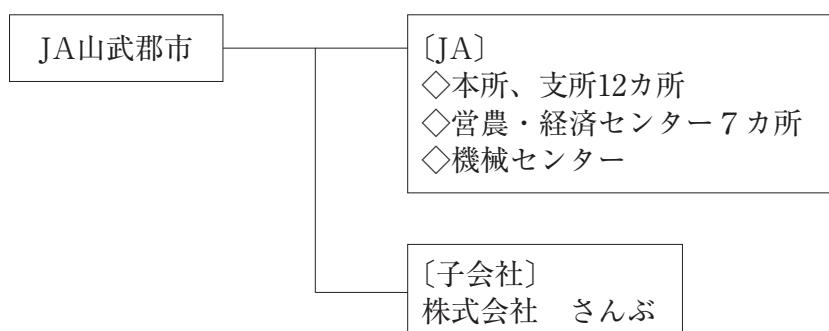
VI 連結情報

1. グループの概況

■グループの事業系統図

J A山武郡市のグループは、当 J A、子会社 1 社で構成されています。

このうち、当年度および前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



名 称	株式会社 さんぶ
主な事業内容	①一般区域貨物自動車運送業 ②自動車運送取扱事業 ③葬祭事業
所 在 地	成東本店営業所 山武市津辺258-1 大網白里支店営業所 大網白里市柿餅40 JA斎場豊成 東金市中野632-1 JA斎場ひゅうが 山武市椎崎1100-12 JA斎場おおあみ 大網白里市柿餅40
設立年月日	昭和63年9月30日
資 本 金	45,000千円
当 J A の議決権比率	100%
他の子会社等の議決権比率	-

■連結事業概況

当JAならびに子会社の主な事業内容および主要勘定の概況は次のとおりとなっております。

	2023年度	2024年度	増減
○JA山武郡市			
・販売品取扱高	6,798百万円	8,805百万円	2,007百万円
・購買品供給高	3,486百万円	3,434百万円	△52百万円
・直販販売品販売高	1,326百万円	1,218百万円	△107百万円
・直販購買品供給高	291百万円	389百万円	97百万円
・貯金残高	229,045百万円	226,899百万円	△2,146百万円
・預金残高	172,745百万円	160,729百万円	△12,016百万円
・貸出金残高	32,582百万円	35,290百万円	2,707百万円
・有価証券残高	20,583百万円	26,244百万円	5,660百万円
・長期共済保有高	601,088百万円	589,766百万円	△11,322百万円
・事業利益	353百万円	343百万円	△9百万円
・経常利益	542百万円	427百万円	△114百万円
・当期剰余金	405百万円	307百万円	△98百万円
・総資産	245,667百万円	243,747百万円	△1,919百万円
○株式会社 さんぶ			
・売上高	658百万円	726百万円	67百万円
・営業利益	74百万円	87百万円	13百万円
・経常利益	61百万円	74百万円	13百万円
・当期剰余金	39百万円	49百万円	10百万円
・総資産	662百万円	690百万円	28百万円

■最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
連結経常収益（事業収益）	11,980	10,992	10,077	10,479	12,616
信用事業収益	1,655	1,751	1,670	1,907	2,059
共済事業収益	1,101	1,072	1,029	1,042	1,023
農業関連事業収益	8,170	7,106	6,440	6,546	8,560
生活その他事業収益	1,053	1,062	937	983	972
連結経常利益	515	554	598	603	501
連結当期剰余金	364	474	376	445	355
連結純資産額	12,854	13,848	11,777	12,757	12,610
連結総資産額	245,568	245,092	245,941	245,919	243,972
連結自己資本比率	14.03%	14.59%	14.41%	15.45%	15.90%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

■連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度	科 目	2023年度	2024年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信 用 事 業 資 产	227,645	224,260	1. 信 用 事 業 負 債	229,560	227,809
(1) 現 金 及 び 預 金	173,804	161,914	(1) 賽 金	228,694	226,503
(2) 有 働 証 券	20,583	26,244	(2) その他の信用事業負債	866	1,306
(3) 貸 出 金	32,582	35,290	2. 共 濟 事 業 負 債	668	625
(4) その他の信用事業資産	698	833	3. 経 済 事 業 負 債	533	599
(5) 貸 倒 引 当 金	△ 24	△ 24	(1) 経 済 事 業 未 払 金	251	312
2. 共 濟 事 業 資 产	21	29	(2) その他の経済事業負債	281	287
(1) その他の共済事業資産	21	29	4. 設 備 借 入 金	91	75
3. 経 済 事 業 資 产	3,007	3,337	5. 雜 負 債	936	1,012
(1) 経 済 事 業 未 収 金	923	918	(1) 未 払 法 人 税 等	92	65
(2) 棚 卸 資 产	2,064	2,399	(2) そ の 他 の 負 債	844	947
(3) その他の経済事業資産	35	37	6. 諸 引 当 金	1,370	1,239
(4) 貸 倒 引 当 金	△ 16	△ 17	(1) 賞 与 引 当 金	33	34
4. 雜 資 产	398	342	(2) 退職給付に係る負債	1,315	1,180
5. 固 定 資 产	4,629	4,368	(3) 役員退職慰労引当金	21	24
(1) 有 形 固 定 資 产	4,254	4,038			
建 物	7,280	7,284	負 債 の 部 合 計	233,161	231,362
機 械 装 置	1,226	1,250	(純 資 产 の 部)		
土 地	674	663	1. 組 合 員 資 本	13,997	14,263
リ 一 ス 資 产	399	399	(1) 出 資 金	4,895	4,842
その他の有形固定資産	1,794	1,815	(2) 資 本 剰 余 金	1,423	1,423
減 価 償 却 累 計 額	△ 7,120	△ 7,375	(3) 利 益 剰 余 金	7,729	8,036
(2) 無 形 固 定 資 产	374	329	(4) 处 分 未 濟 持 分	△ 50	△ 39
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	—	30	(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 0	△ 0
その他の無形固定資産	374	299	2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 1,239	△ 1,653
6. 外 部 出 資	10,035	11,517	(1) その他の有価証券評価差額金	△ 1,276	△ 1,718
7. 繰 延 税 金 資 产	181	118	(2) 退職給付に係る調整累計額	36	65
			純 資 产 の 部 合 計	12,757	12,610
資 产 の 部 合 計	245,919	243,972	負 債 及 び 純 資 产 の 部 合 計	245,919	243,972

■連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度
1. 事 業 総 利 益	3,830	3,797
(1) 信 用 事 業 収 益	1,907	2,059
資 金 運 用 収 益	1,285	1,412
(うち預金利息)	(703)	(857)
(うち有価証券利息)	(199)	(216)
(うち貸出金利息)	(369)	(339)
(うちその他受入利息)	(13)	(0)
役 務 取 引 等 収 益	58	64
そ の 他 事 業 直 接 収 益	23	2
そ の 他 経 常 収 益	539	579
(2) 信 用 事 業 費 用	510	742
資 金 調 達 費 用	20	86
(うち貯金利息)	(15)	(81)
(うち給付補填備金繰入)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(4)	(4)
役 務 取 引 等 費 用	16	16
そ の 他 事 業 直 接 費 用	239	328
そ の 他 経 常 費 用	234	311
信 用 事 業 総 利 益	1,397	1,316
(3) 共 濟 事 業 収 益	1,042	1,023
(4) 共 濟 事 業 費 用	69	90
共 濟 事 業 総 利 益	972	933
(3) そ の 他 の 事 業 収 益	7,529	9,533
(4) そ の 他 の 事 業 費 用	6,068	7,985
そ の 他 の 事 業 総 利 益	1,460	1,547
2. 事 業 管 理 費	3,389	3,354
(1) 人 件 費	2,224	2,237
(2) そ の 他 事 業 管 理 費	1,165	1,116
事 業 利 益	440	443
3. 事 業 外 収 益	185	81
4. 事 業 外 費 用	36	24
経 常 利 益	603	501
5. 特 别 利 益	0	1
6. 特 別 損 失	1	21
税 金 等 調 整 前 当 期 利 益	602	480
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	148	98
法 人 税 等 調 整 額	9	26
法 人 税 等 合 計	157	125
当 期 利 益	445	355
当 期 剰 余 金	445	355

◆連結注記表

2023 年 度	2024 年 度
<p>I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>1. 連結の範囲に関する事項 ① 連結子会社・・・1社 株式会社さんぶ ② 非連結子会社・・・該当ありません。</p> <p>2. 持分法の適用に関する注記 持分法適用の関連法人はありません。</p> <p>3. 連結される子会社の事業年度に関する事項 連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。</p> <p>4. のれんの償却方法及び償却期間 のれんの残高はありませんので、適用していません。</p> <p>5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>II 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 (1) その他有価証券 ① 市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） (2) 販売品：先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しています。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、以下によっています。 ・退職一時金制度：給付算定期準 ・企業年金制度：期間定額基準</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準 収益認識関連 当グループの利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p>	<p>I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>1. 連結の範囲に関する事項 ① 連結子会社・・・1社 株式会社さんぶ ② 非連結子会社・・・該当ありません。</p> <p>2. 持分法の適用に関する注記 持分法適用の関連法人はありません。</p> <p>3. 連結される子会社の事業年度に関する事項 連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。</p> <p>4. のれんの償却方法及び償却期間 のれんの残高はありませんので、適用していません。</p> <p>5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>II 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 (1) その他有価証券 ① 市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） (2) 販売品：先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しています。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、以下によっています。 ・退職一時金制度：給付算定期準 ・企業年金制度：期間定額基準</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準 収益認識関連 当グループの利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p>

2023 年 度

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農産物を当グループが販取または受託により集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っておりまます。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

(4) 直販事業

管内農作物のPRを目的として、組合員が生産した農作物や加工品・食品等を販取または受託により、利用者等に販売する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 利用事業

ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 高齢者福祉事業

要介護者を対象にした訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(7) 指導事業

組合員の農営にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他決算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別損益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当グループは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、各事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

III 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

IV 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 40百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「II 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

V 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,632百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物1,511百万円 機械装置952百万円 土地20百万円 その他の有形固定資産147百万円

2024 年 度

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農産物を当グループが販取または受託により集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っておりまます。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

(4) 直販事業

管内農作物のPRを目的として、組合員が生産した農作物や加工品・食品等を販取または受託により、利用者等に販売する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 利用事業

ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 指導事業

組合員の農営にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当グループは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他決算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別損益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当グループは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、各事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 当グループが収益認識の会計基準に基づく代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当グループが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購入手数料として表示しております。また、指導事業収益のうち、当グループが代理人として農業新聞の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、指導事業収入として表示しています。

III 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 42百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「II 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,632百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物1,511百万円 機械装置952百万円 土地20百万円 その他の有形固定資産147百万円

2023 年 度

2. リース契約により使用する重要な固定資産
貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務車両193台、フォークリフト94台については、リース契約により使用しています。
3. 担保に供している資産
定期預金のうち、為替決済取引の担保に定期預金5,000百万円、JAバンク基本方針に基づく相互援助預金預託基準における相互援助預金として、定期預金22,739百万円をそれぞれ供しています。
4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事、監事に対する金銭債権の総額 31百万円
5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳
貸出金のうち、破綻先債権額は4百万円、延滞債権額は218百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は223百万円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

2024 年 度

2. リース契約により使用する重要な固定資産
貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務車両190台、フォークリフト94台については、リース契約により使用しています。

3. 担保に供している資産
定期預金のうち、為替決済取引の担保に定期預金5,000百万円、JAバンク基本方針に基づく相互援助預金預託基準における相互援助預金として、定期預金22,479百万円をそれぞれ供しています。

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事、監事に対する金銭債権の総額 16百万円

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は0円、延滞債権額は194百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は194百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当グループでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所ごとに、業務外固定資産（遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所及び横芝倉庫については独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しました。

また、各経済センター、集出荷センターについてもそれ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものではなく、組合員の営農・生活関連施設であり、共同利用施設の運営と営農指導・販売を通じて地区内の農業振興と組合員の生活の向上に寄与している性格に鑑み、共用資産と位置付けています。

当事業年度に減損を計上した固定資産

場 所	用 途	種 類	そ の 他
農産物直売店 「山武緑の風」山武店	遊 休	建 物、器 具 備 品、構 築 物	業 務 外 固 定 資 産

- (2) 減損損失の認識に至った経緯

農産物直売店「山武緑の風」山武店については、閉店により将来の用途が未定であり、使用範囲または方法の変化により減損の兆候に該当しています。正味売却価額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

- (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

(単位：百万円)

場 所	減 損 金 額	主な固定資産の種類ごとの減損損失
農産物直売店 「山武緑の風」山武店	7	建 物 : 7 器 具 備 品 : 0 構 築 物 : 0

- (4) 回収可能価額の算定方法

減損損失を計上した固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用し、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当グループが保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当グループが保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

2023 年 度

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当グループは、個別の重要な案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理部審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当グループでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当グループの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当グループで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したと想定した場合には、経済価値が415百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定期額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当グループでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	172,745	172,718	△26
有価証券			
その他有価証券	20,583	20,583	－
貸出金	32,582		
貸倒引当金（＊1）	△24		
	32,558	33,110	551
貸倒引当金控除後			
経済事業未収金	923		
貸倒引当金（＊2）	△16		
	907	907	－
貸倒引当金控除後	7	7	－
経済受託債務			
資 産 計	226,802	227,327	525
貯 金	228,694	228,611	△83
設備借入金	91	91	－
経済事業未払金	251	251	－
経済受託債務	281	281	－
負 債 計	229,318	229,235	△83

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2024 年 度

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当グループは、個別の重要な案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理部審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当グループでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当グループの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当グループで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%下落したと想定した場合には、経済価値が239百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定期額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当グループでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	160,729	160,470	△258
有価証券			
その他有価証券	26,244	26,244	－
貸出金	35,290		
貸倒引当金（＊1）	△24		
	35,266	35,655	388
貸倒引当金控除後			
経済事業未収金	918		
貸倒引当金（＊2）	△17		
	900	900	－
貸倒引当金控除後	9	9	－
経済受託債務			
資 産 計	223,150	223,280	129
貯 金	226,503	226,089	△414
設備借入金	75	75	－
経済事業未払金	312	312	－
経済受託債務	287	287	－
負 債 計	227,178	226,764	△414

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2023 年 度

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっており、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

⑤ 経済受託債権

経済受託債権については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

【負債】

① 資金

要求払戻金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

④ 経済受託債務

経済受託債務については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資（*1）	10,080

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	172,745	-	-	-	-	-
有価証券（*1）						
その他有価証券のうち満期があるもの	1,300	700	-	-	340	16,760
貸出金（*2, 3）	3,092	2,241	1,961	1,706	1,483	22,003
経済事業未収金（*4）	907	-	-	-	-	-
経済受託債権	7	-	-	-	-	-

(*1) 有価証券については、額面金額を記載しています。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越285百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、3か月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等94百万円は償還の予定が見込まれないため、含めています。

(*4) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等15百万円は償還の予定が見込まれないため、含めています。

2024 年 度

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっており、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑤ 経済受託債権

経済受託債権については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

【負債】

① 資金

要求払戻金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

④ 経済受託債務

経済受託債務については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資（*1）	11,517

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	160,729	-	-	-	-	-
有価証券（*1）						
その他有価証券のうち満期があるもの	700	2,500	-	340	3,400	18,110
貸出金（*2, 3）	3,425	2,686	2,426	2,189	1,935	22,545
経済事業未収金（*4）	901	-	-	-	-	-
経済受託債権	9	-	-	-	-	-

(*1) 有価証券については、額面金額を記載しています。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越248百万円については「1年以内」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、3か月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等81百万円は償還の予定が見込まれないため、含めています。

(*4) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等17百万円は償還の予定が見込まれないため、含めています。

2023 年 度

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	211,163	8,388	7,725	778	531	106
借入金	15	15	15	15	15	15

(* 1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券で市場価格のない株式等以外のもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(※)
貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	2,933	2,229
	債券		
	国債	942	906
	地方債	2,708	2,693
	政府保証債	501	499
	社債	—	—
小計		7,086	6,329
貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	318	401
	債券		
	国債	9,653	11,320
	地方債	3,290	3,361
	政府保証債	137	139
	社債	97	99
小計		13,497	15,324
合計		20,583	21,654
			△1,070

(※) なお、上記差額から繰延税金負債205百万円を差し引いた額
△1,276百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	2,319	471	12
債券			
国債	2,665	23	239
合計	4,984	495	252

VIII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当組合および連結子会社の退職給付制度は、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度（D B）を採用しています。また、子会社では簡便法を適用し、期末要支給額を引当金計上しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,934百万円
勤務費用	109百万円
利息費用	6百万円
数理計算上の差異の発生額	△48百万円
退職給付の支払額	△61百万円
期末における退職給付債務	1,940百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	589百万円
期待運用収益	5百万円
数理計算上の差異の発生額	0百万円
特定退職金共済制度への拠出金	31百万円
確定給付型年金制度への掛金	16百万円
退職給付の支払額	△17百万円
期末における年金資産	625百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,940百万円
特定退職金共済制度	△70百万円
確定給付型年金制度（D B）	△554百万円
退職給付に係る負債	1,315百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	109百万円
利息費用	6百万円
期待運用収益	△5百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△8百万円
過去勤務費用の費用処理額	△10百万円
合計	92百万円

2024 年 度

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	205,672		7,340	11,558	505	1,231
借入金	15	15	15	15	15	—

(* 1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券で市場価格のない株式等以外のもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(※)
貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	2,877	2,035
	債券		
	国債	1,307	1,299
	地方債	500	499
	政府保証債	200	199
	小計	4,885	4,034
貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	623	717
	債券		
	国債	13,990	16,032
	地方債	6,414	6,606
	政府保証債	134	139
	小計	21,359	23,696
合計		26,244	27,731
			△1,486

(※) なお、上記差額から繰延税金負債231百万円を差し引いた額
△1,718百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	2,188	521	70
債券			
国債	1,557	2	328
合計	3,746	523	398

VIII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当組合および連結子会社の退職給付制度は、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度（D B）を採用しています。また、子会社では簡便法を適用し、期末要支給額を引当金計上しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,940百万円
勤務費用	100百万円
利息費用	6百万円
数理計算上の差異の発生額	△48百万円
退職給付の支払額	△161百万円
期末における退職給付債務	1,837百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	625百万円
期待運用収益	5百万円
数理計算上の差異の発生額	9百万円
特定退職金共済制度への拠出金	44百万円
確定給付型年金制度への掛金	44百万円
退職給付の支払額	△43百万円
期末における年金資産	657百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,837百万円
特定退職金共済制度	△111百万円
確定給付型年金制度（D B）	△546百万円
退職給付に係る負債	1,180百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	100百万円
利息費用	6百万円
期待運用収益	△5百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△7百万円
過去勤務費用の費用処理額	△10百万円
合計	82百万円

2023 年 度

(6) 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
(特定退職金共済制度) (確定給付型年金制度)
債券 64% 一般勘定 100%
年金保険投資 28% 合計 100%
現金及び預金 3%
その他 5%
合計 100%
※一般勘定とは、全国共済農業協同組合連合会において企業年金制度の資産等を1つの勘定で運用していることをいいます。
(7) 長期期待運用収益率の設定に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率 0.34%
長期期待運用収益率 0.94%
2. 特例業務負担金の将来見込額
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金26百万円を含めて計上しています。
なお、翌事業年度以降において負担することが見込まれる、2032年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、211百万円です。

IX 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	497百万円
退職給付引当金	358百万円
減損損失	52百万円
賞与引当金	10百万円
資産除去債務	17百万円
役員退職慰労引当金	5百万円
貸倒引当金	8百万円
減価償却の償却超過額	3百万円
未払事業税	7百万円
貸倒損失	1百万円
その他	1百万円
繰延税金資産小計	965百万円
評価性引当額	△575百万円
繰延税金資産合計（A）	390百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△205百万円
固定資産（資産除去債務対応）	△2百万円
繰延税金負債合計（B）	△208百万円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	181百万円
2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.23%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.91%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.89%
住民税等均等割額	1.44%
評価性引当金の増減	0.17%
その他	△0.72%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.14%

X 収益認識に関する注記

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

2024 年 度

(6) 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
(特定退職金共済制度) (確定給付型年金制度)
債券 68% 一般勘定 100%
年金保険投資 25% 合計 100%
現金及び預金 7%
その他 0%
合計 100%
※一般勘定とは、全国共済農業協同組合連合会において企業年金制度の資産等を1つの勘定で運用していることをいいます。
(7) 長期期待運用収益率の設定に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分は年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率 0.34%
長期期待運用収益率 0.94%
2. 特例業務負担金の将来見込額
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金26百万円を含めて計上しています。
なお、翌事業年度以降において負担することが見込まれる、2032年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、184百万円です。

IX 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	636百万円
退職給付引当金	321百万円
減損損失	41百万円
賞与引当金	10百万円
資産除去債務	17百万円
役員退職慰労引当金	6百万円
貸倒引当金	7百万円
減価償却の償却超過額	6百万円
未払事業税	4百万円
貸倒損失	1百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	1,055百万円
評価性引当額	△703百万円
繰延税金資産合計（A）	352百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△231百万円
固定資産（資産除去債務対応）	△2百万円
繰延税金負債合計（B）	△233百万円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	118百万円

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	
（調整）	27.23%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.91%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.89%
住民税等均等割額	1.44%
評価性引当金の増減	0.17%
その他	△0.72%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.14%

X 収益認識に関する注記

「II 重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

■連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度	2024年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	1,423,400	1,423,400
2 資本剰余金增加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	1,423,400	1,423,400
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	7,331,857	7,729,144
2 利益剰余金增加高	445,104	355,485
当期剰余金	445,104	355,485
3 利益剰余金減少高	47,816	47,870
配当金	47,816	47,870
4 利益剰余金期末残高	7,729,144	8,036,760

■連結事業年度の農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	44	81	37
危 險 債 権 額	179	112	△ 66
要 管 理 債 権 額	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 債 権 額	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	—	—	—
小 計	223	194	△ 29
正 常 債 権 額	32,445	35,161	2,715
合 計	32,669	35,355	2,686

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5.「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

■連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

		2023年度	2024年度
信 用 事 業	経 常 収 益 (事業 収 益) 経 常 利 益 資 産 の 額	1,907 463 227,645	2,059 388 224,260
共 済 事 業	経 常 収 益 (事業 収 益) 経 常 利 益 資 産 の 額	1,042 276 21	1,023 151 29
農 業 関 連 事 業	経 常 収 益 (事業 収 益) 経 常 利 益 資 産 の 額	6,546 △ 158 2,927	8,560 △ 111 3,272
生 活 そ の 他 事 業	経 常 収 益 (事業 収 益) 経 常 利 益 資 産 の 額	983 22 80	972 73 64

VII 連結自己資本の充実の状況

2024年12月末における連結自己資本比率は、15.90%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	山武郡農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,842百万円（前年度4,895百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目		2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		13,949	13,992
うち、出資金及び資本準備金の額		6,318	6,266
うち、再評価積立金の額		—	—
うち、利益剰余金の額		7,729	7,861
うち、外部流出予定額(△)		47	95
うち、上記以外に該当するものの額		△ 50	△ 39
コア資本に算入される評価・換算差額等		—	—
うち、退職給付に係るもの額		—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		10	16
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		10	16
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
うち、回転出資金の額		—	—
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	13,960	14,009
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額		272	239
うち、のれんに係るもの額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		272	239
縁延税金資産（一時差異に係るもの）の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
退職給付に係る資産の額		—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、縁延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、縁延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口)	272	239
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (口))	(ハ)	13,688	13,769
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		81,568	80,146
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポートナー		—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		—	—
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		6,982	6,422
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーション・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	88,550	86,568
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))		15.45%	15.90%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	2023年度			2024年度		
	エクスボージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b = a × 4%	エクスボージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b = a × 4%
現金	1,059	—	—	1,185	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	12,239	—	—	17,350	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	7,988	—	—	11,289	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	615	11	0	300	10	0
我が国の政府関係機関向け	99	—	—	99	—	—
地方三公社向け	—	—	—	100	0	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	173,332	34,666	1,386	161,464	32,292	1,291
法人等向け	110	40	1	152	88	3
中小企業等向けおよび個人向け	10,416	4,597	183	12,193	5,440	217
抵当権付住宅ローン	3,607	1,004	40	3,898	1,076	43
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	48	32	1	24	0	0
取立て未済手形	34	6	0	27	5	0
信用保証協会等による保証付	13,567	1,334	53	13,790	1,354	54
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	3,218	3,218	128	3,339	3,339	133
(うち出資等のエクスボージャー)	3,218	3,218	128	3,339	3,339	133
(うち重要な出資のエクスボージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	20,424	36,656	1,466	20,063	36,538	1,461
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段 うち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものに係るエクスボージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスボージャー)	10,945	27,364	1,094	10,930	27,325	1,093
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー)	288	720	28	227	568	22
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他の外部TLAC関連調達手段に係るエクスボージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他の外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスボージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスボージャー)	9,190	8,571	342	8,905	8,644	345
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルーフ方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスボージャー別計	246,762	81,568	3,262	245,280	80,146	3,205
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関連エクスボージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	246,762	81,568	3,262	245,280	80,146	3,205
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額a		所要自己資本額b = a × 4%	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額a		所要自己資本額b = a × 4%
	6,982		279	6,422		256
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計a		所要自己資本額b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計a		所要自己資本額b = a × 4%
	88,550		3,542	86,568		3,462

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び第一種金融商品取引業者向け、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。

5. 「証券化(証券化エクスボージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. 当連結グループでは、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

 <オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益} \times 15\%) \times 3}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

3. 信用リスクに関する事項

①リスク管理の方法および手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針および手続等の具体的な内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

②標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛めのことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人向けエクspoージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）

および三月以上延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

区分	2023年度			2024年度			三月以上延滞エクスポートの残高		
	信用リスクに関するエクスポートの残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上 延滞エク スポート の残高	うち 貸出金等	うち 債券			
法人	農業	362	362	—	—	414	414	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	2,268	1	—	—	2,260	1	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	67	0	—	—	64	0	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	23	—	—	—
	運輸・通信業	94	25	40	—	217	17	140	—
	金融・保険業	185,216	1,496	700	—	173,054	—	400	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	135	68	—	—	162	50	—	—
	日本国政府・地方公共団体	20,199	1,898	18,300	—	28,607	4,141	24,465	—
	上記以外	712	99	—	—	734	129	—	—
個人		28,730	28,714	—	48	30,618	30,600	—	24
その他		8,974	—	—	—	9,122	—	—	—
業種別残高計		246,762	32,669	19,041	48	245,280	35,355	25,006	24
1年以下		174,655	720	1,301	/	162,755	610	700	/
1年超3年以下		1,993	1,292	700	/	3,694	1,192	2,501	/
3年超5年以下		2,322	1,982	339	/	7,747	4,011	3,736	/
5年超7年以下		2,505	1,316	1,189	/	3,857	1,437	2,419	/
7年超10年以下		4,823	1,553	3,270	/	6,532	1,941	4,591	/
10年超		37,589	25,349	12,239	/	36,646	25,590	11,056	/
期限の定めのないもの		22,873	454	—	/	24,026	571	—	/
残存期間別残高計		246,762	32,669	19,041	/	245,280	35,355	25,006	/

- (注) 1. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことを行います。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
4. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートをいいます。

④貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区分	2023年度					2024年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	8	10	—	8	10	10	16	—	10	16
個別貸倒引当金	24	11	0	5	29	29	13	5	12	26

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	2023年度					2024年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	0	—	—	0	—	—	—	—	—	—
個人		24	11	0	5	29	—	29	13	5	12	26
業種別計		24	11	0	5	29	—	29	13	5	12	26

(注) 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

区分	2023年度			2024年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	22,713	22,713	—	30,976
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	13,457	13,457	—	13,640
	リスク・ウェイト 20%	—	180,700	180,700	—	169,530
	リスク・ウェイト 35%	—	1,900	1,900	—	1,986
	リスク・ウェイト 50%	—	614	614	—	763
	リスク・ウェイト 75%	—	4,431	4,431	—	5,223
	リスク・ウェイト 100%	—	11,688	11,688	—	12,001
	リスク・ウェイト 150%	—	22	22	—	1
	リスク・ウェイト 250%	—	11,234	11,234	—	11,157
	その他	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	—	—
計		—	246,762	246,762	—	245,280
						245,280

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスボージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに該当するもの、証券化エクスボージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスボージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスボージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスボージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスボージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスボージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針および手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針および手続等の具体的な内容は、単体の開示内容をご参照ください。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区分	2023年度		2024年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	500	—	200
我が国の政府関係機関向け	—	99	—	99
地方三公社向け	—	—	—	100
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	28	40	16	40
中小企業等向け及び個人向け	171	5,506	155	6,541
抵当権付住宅ローン	—	1,695	—	1,905
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	725	—	334
合計	199	8,569	171	9,221

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化工エクspoージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

①オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針および手続等の具体的な内容は、単体の開示内容をご参照ください。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針および手続等の具体的な内容は、単体の開示内容をご参照ください。

②出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区分	2023年度		2024年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3,251	3,251	3,500	3,500
非上場	10,035	10,035	11,517	11,517
合計	13,287	13,287	15,017	15,017

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクspoージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

2023年度			2024年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
471	12	—	521	70	—

④連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

2023年度		2024年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
703	83	842	93

⑤連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

2023年度		2024年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
ルックスルーウェイト方式を適用するエクspoージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

10. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容をご参照ください。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
項番		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,541	1,227	143	156
2	下方パラレルシフト	0	0	9	0
3	スティープ化	1,941	1,474		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	279	378		
7	最大値	1,941	1,474	143	156
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	13,688		13,769	

確 認 書

1. 私は、当JAの令和6年1月1日から令和6年12月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年4月18日

山武郡市農業協同組合

代表理事組合長 土屋秀雄

【役員等の報酬体系】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

		支給総額（注2）	
		基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等		68,322	5,693

(注1) 対象役員は、理事35名、監事7名です。

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（学識経験者のほか、組合員、理事から選出された12名で委員を構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総会で理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任給与金引当規程支給内規に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、2024年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 2024年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

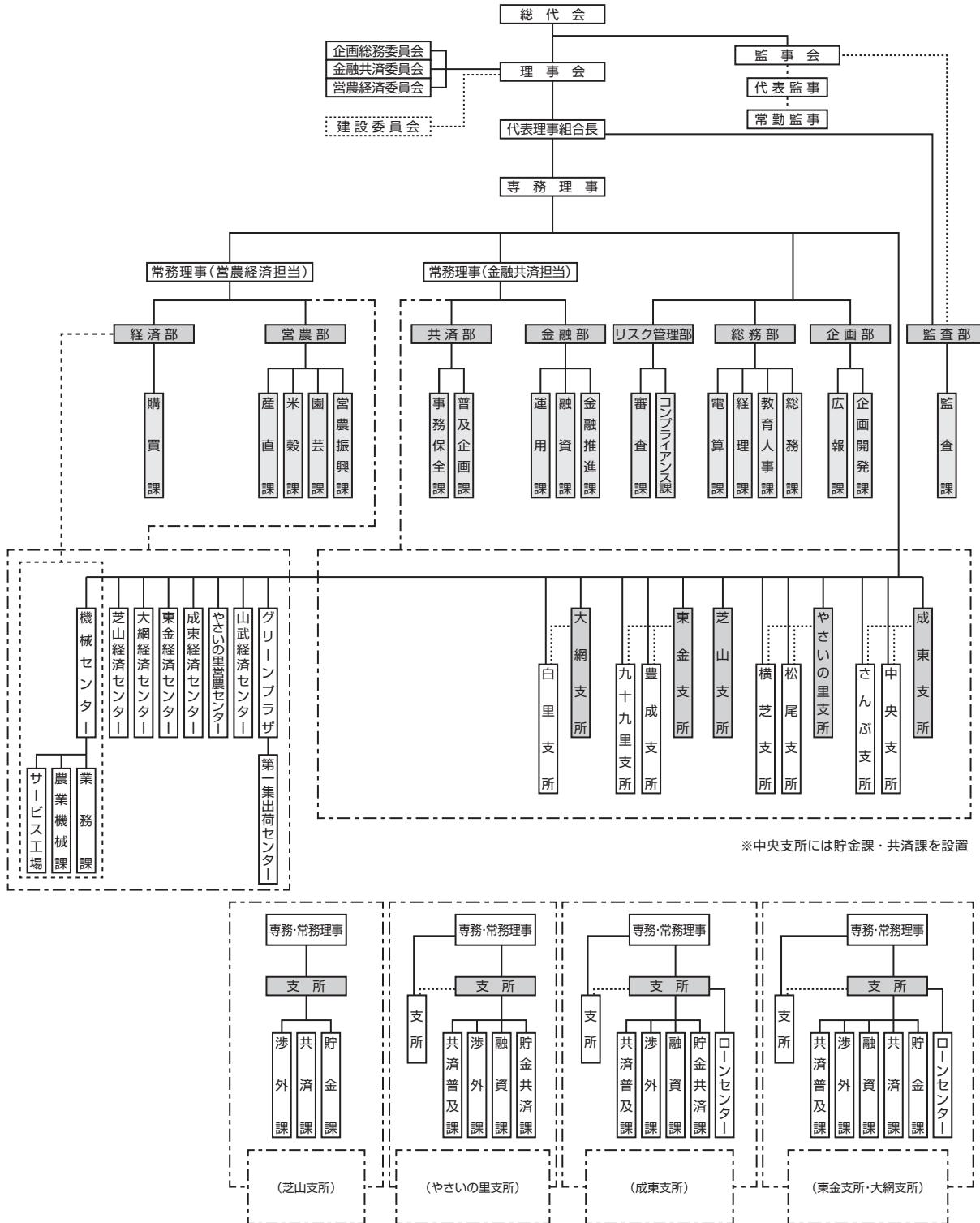
3. その他

当JAの対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

【JAの概要】

1. 機構図

(2025年3月31日現在)



2. 役員構成 (役員一覧)

(2025年3月末現在)

役職名	氏名	役職名	氏名
代表理事組合長	土屋秀雄	理 事	瀧田修
専務理事	鈴木俊幸	理 事	萩原智夫
常務理事	鈴木憲	理 事	海保光雄
常務理事	能勢浩一	理 事	内田正治
理事	古川幸男	理 事	小嶋英志
理事	小川衛	理 事	古川智久
理事	森正治	理 事	川島章
理事	田中和男	理 事	麻生和正
理事	高知尾康子	理 事	積田秀子
理事	梅津富美之	理 事	布施和彦
理事	増田作能	理 事	今関喜明
理事	保ヶ辺光弘	理 事	吉原孝
理事	川面弘美	理 事	大木和子
理事	川島忠史	理 事	板倉小百合
理事	伊藤信久	代表監事	錦見正治
理事	今井正一	常勤監事	堀越敏幸
理事	佐藤和弘	監事	南部雄一
理事	小川利吉	監事	石渡靖久
理事	古谷武男	監事	増田富男
理事	秋庭光雄	監事	押尾照一
理事	橋本幹夫	員外監事	大木一郎

3. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ (2025年3月末現在)

4. 組合員数

(単位：人)

区分		2023年度末	2024年度末	増減
正組合員	個人	11,294	11,098	△196
	法人	61	67	6
	計	11,355	11,165	△190
准組合員	個人	9,399	9,370	△29
	法人	124	108	△16
	計	9,523	9,478	△45
合計		20,878	20,643	△235

5. 組合員組織の状況

(2024年12月末現在)

(単位：人)

組織名	構成員数
園芸部	960人
水稻部会	1,682人
女性部	443人
青年部	100人
緑の風部会	434人

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

7. 地区一覧

山武郡市一円（大網白里市、東金市、山武市、九十九里町、横芝光町（うち旧横芝町）、芝山町）

8. 沿革・あゆみ

- 平成7年3月 山武郡市管内3JA（東金・山武・大網白里町）の合併により「山武郡市農業協同組合」が誕生
5月 JA山武郡市婦人部設立（現JA山武郡市女性部）
- 平成8年3月 JA山武郡市青年部設立
4月 JA山武郡市園芸部設立
8月 成東支所ライスセンター完成
JA山武郡市水稻部会設立
- 平成9年3月 桂山支所を増穂支所へ統合
12月 成東支所育苗センター完成
- 平成10年7月 大総ライスセンター完成
- 平成11年8月 千代田ライスセンター完成
- 平成12年1月 第一集集荷センター増改築工事完了
4月 訪問介護事業所開所
6月 ホームページ開設
- 平成13年4月 農産物直売店「山武緑の風」成東店設置
11月 「JAネットバンク」開始
- 平成14年1月 東金経済センター・大網経済センター開設
3月 緑の風部会設立
4月 インショップ販売開始
10月 農産物直売店「山武緑の風」東金店設置
- 平成15年7月 やさいの里営農センター開設
農産物直売店「山武緑の風」山武店設置
- 平成16年2月 (株)さんぶ「JA斎場豊成」完成
4月 山武経済センター・芝山経済センター開設
5月 やさいの里営農センター事務所、倉庫完成
- 平成18年5月 東金ローンセンターオープン
- 平成19年5月 大網ローンセンターオープン
6月 農産物直売店「山武緑の風」大網店設置
- 平成20年8月 成東経済センター開設
- 平成21年6月 (株)さんぶ「JA斎場ひゅうが」完成
- 平成22年2月 成東ローンセンターオープン
- 平成24年11月 松尾支所新店舗オープン
- 平成25年4月 さんむ中央集出荷センター完成
6月 さんむ中央園芸連合会設立
- 平成26年7月 JA山武郡市マスコットキャラクター「さんぶのさんちゃん」誕生
- 平成27年11月 (株)さんぶ「JA斎場おおあみ」完成
- 平成28年7月 蓼沼ライスセンターと大平ライスセンターを統合し、やさいの里ライスセンターへ名称変更
11月 片貝支所と豊海支所を統合し、九十九里支所へ名称変更
大網山辺支所と瑞穂支所を統合し、大網支所へ名称変更
移動型金融店舗「さんぶのさんちゃん号」導入
- 平成29年2月 成東支所新店舗オープン
3月 横芝支所と上堺支所を統合し、横芝支所新店舗オープン
8月 横芝倉庫（米集約倉庫）完成
- 平成30年1月 東金支所新店舗オープン 正気支所・大和支所・丘山支所を東金支所へ統合
- 令和元年10月 豊岡支所を松尾支所へ統合 大総支所を横芝支所へ統合
11月 蓼沼支所と大平支所を統合し、やさいの里支所オープン
- 福岡支所を東金支所へ統合
- 令和2年2月 やさいの里育苗センター完成
6月 瞳岡支所と日向支所を統合し、さんぶ支所へ名称変更
11月 南郷支所と緑海支所、鳴浜支所を統合し、中央支所オープン
- 令和3年11月 増穂支所を大網支所へ統合 公平支所を東金支所へ統合
- 令和4年11月 大網支所新店舗オープン
- 令和5年12月 高齢者福祉事業を事業譲渡
- 令和6年11月 二川支所と千代田支所を統合し、芝山支所へ名称変更
- 農産物直売店「山武緑の風」山武店閉店
令和6年12月

9. 店舗等のご案内

(2025年3月末現在)

店舗等	住所	電話番号	A T M設置台数
本 所	山武市和田375-2	0475-82-3221	1台(移動型金融店舗)
大 綱 支 所	大綱白里市大綱276-1	0475-72-6101	2台
大 綱 口 一 ネ セ ン タ ー	大綱白里市大綱276-1	0475-72-6103	—
白 里 支 所	大綱白里市南今泉30-2	0475-77-4101	1台
東 金 支 所	東金市東金793-1	0475-54-0521	3台
東 金 口 一 ネ セ ン タ ー	東金市東金793-1	0475-54-0520	—
			※(1台・旧公平支所内)
豊 成 支 所	東金市関内338	0475-58-3331	1台
九 十 九 里 支 所	山武郡九十九里町片貝3295-1	0475-76-6151	1台
成 東 支 所	山武市津辺268-1	0475-82-2711	1台
成 東 口 一 ネ セ ン タ ー	山武市津辺268-1	0475-82-3222	—
中 央 支 所	山武市白幡66-1	0475-84-0220	2台
さ ん ぶ 支 所	山武市埴谷821	0475-89-1191	1台
			※(1台・旧日向支所内)
や さ い の 里 支 所	山武市松尾町広根2412-1	0479-86-3314	1台
松 尾 支 所	山武市松尾町大堤35-1	0479-86-4331	1台
横 芝 支 所	山武郡横芝光町栗山4388	0479-82-1341	1台
芝 山 支 所	山武郡芝山町小池1034	0479-77-1511	※(1台・芝山町役場内)
第 一 集 出 荷 セ ン タ ー	山武郡九十九里町田中荒生1652	0475-76-5320	—
さんむ 中央集出荷センターア	山武市本須賀4247	0475-84-3831	—
や さ い の 里 集 出 荷 セ ン タ ー	山武市松尾町借毛本郷4183	0479-86-5237	—
や さ い の 里 営 農 セ ン タ ー	山武市松尾町借毛本郷4182	0479-80-7780	—
グ リ 一 ネ プ ラ ザ	東金市薄島橋戸3-1	0475-58-9421	—
東 金 経 済 セ ン タ ー	東金市東金783	0475-54-0086	—
大 綱 経 済 セ ン タ ー	大綱白里市南今泉30-1	0475-78-6333	—
山 武 経 済 セ ン タ ー	山武市埴谷821	0475-80-8277	—
芝 山 経 済 セ ン タ ー	山武郡芝山町大台2609	0479-77-0767	—
成 東 経 済 セ ン タ ー	山武市本須賀4259-2	0475-80-3700	—
機 械 セ ン タ ー	山武市白幡57	0475-84-2255	—
農産物直売店 山武緑の風成東店	山武市和田375-2	0475-82-3214	—
農産物直売店 山武緑の風東金店	東金市東金795	0475-54-7388	—
農産物直売店 山武緑の風大綱店	大綱白里市富田23-2	0475-70-0701	—

※旧日向支所・旧公平支所および芝山町役場に設置しているA T Mは、「ローソン銀行A T M」です。

<組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係>

●概況及び組織に関する事項

○業務の運営の組織	96
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	97
○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	97

●主要な業務の内容

○主要な業務の内容	23~29
-----------	-------	-------

●主要な業務に関する事項

○直近の事業年度における事業の概況	5~6
○直近の5事業年度における主要な業務の状況		
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	45
・経常利益又は経常損失	45
・当期剩余金又は当期損失金	45
・出資金及び出資口数	45
・純資産額	45
・総資産額	45
・貯金等残高	45
・貸出金残高	45
・有価証券残高	45
・単体自己資本比率	45
・剩余金の配当の金額	45
・職員数	45

○直近の2事業年度における事業の状況		
--------------------	--	--

◇主要な業務の状況を示す指標		
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	46
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	46
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	46
・受取利息及び支払利息の増減	46
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	59
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	59

●業務の運営に関する事項

○リスク管理の体制	12~13
○法令遵守の体制	13~14

●組合の直近の2事業年度における財産の状況

○貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書又は損失金処理計算書	30~42
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	51
・危険債権	51
・三月以上延滞債権	51
・貸出条件緩和債権	51
・正常債権	51
○元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	51
○自己資本の充実の状況	22、60~70

○事務所の名称及び所在地	100
○特定信用事業代理業者に関する事項	98

◇貯金に関する指標

・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	47
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	47

◇貸出金等に関する指標

・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	47
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	48
・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	48
・用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	48
・主要な農業関係の貸出実績	49~50
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	49
・貯貸率の期末値及び期中平均値	59

◇有価証券に関する指標

・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	54
・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高	54
・有価証券の種類別の平均残高	54
・貯証率の期末値及び期中平均値	59

○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

.....	9~11
-------	------

○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

.....	14~15
-------	-------

○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

・有価証券	55
・金銭の信託	55
・デリバティブ取引	55
・金融等デリバティブ取引	55
・有価証券店頭デリバティブ取引	55

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

.....	53
-------	----

○貸出金償却の額

.....	53
-------	----

○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨

.....	45
-------	----

<連結（組合及び子会社等）に関する開示項目 農業協同組合施行規則第205条関係>

●組合及びその子会社等の概況

○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	71
○組合の子会社等に関する事項	
・名称	71
・主たる営業所又は事務所の所在地	71
・資本金又は出資金	71
・事業の内容	71

・設立年月日	71
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	71
・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	71

●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの

○直近の事業年度における事業の概況	72
○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	72
・経常利益又は経常損失	72

・当期利益又は当期損失	72
・純資産額	72
・総資産額	72
・連結自己資本比率	72

●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの

○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	73～82
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	82
・危険債権	82
・三ヶ月以上延滞債権	82

・貸出条件緩和債権	82
・正常債権	82
○自己資本の充実の状況	83～92
○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	82

<自己資本の充実の状況に関する開示項目>

●単体における事業年度の開示事項

○自己資本の構成に関する開示事項	60
○定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	22
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	22
・信用リスクに関する事項	12, 62
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	65～66
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	67
・証券化エクスボージャーに関する事項	67
・オペレーション・リスクに関する事項	13
・出資等又は株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	67

・金利リスクに関する事項	69～70
○定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	61
・信用リスクに関する事項	62～64
・信用リスク削減手法に関する事項	65～66
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	67
・証券化エクスボージャーに関する事項	67
・出資等又は株式等エクスボージャーに関する事項	67～68
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャーの区分ごとの額	68
・金利リスクに関する事項	69

●連結における事業年度の開示事項ページ

○自己資本の構成に関する開示事項	84
○定性的開示事項	
・連結の範囲に関する事項	71
・自己資本調達手段の概要	83
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	83
・信用リスクに関する事項	86
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	89
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	90
・証券化エクスボージャーに関する事項	90
・オペレーション・リスクに関する事項	91
・出資等又は株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	91

・金利リスクに関する事項	92
○定量的開示事項	
・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	—
・自己資本の充実度に関する事項	85
・信用リスクに関する事項	86～88
・信用リスク削減手法に関する事項	89
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	90
・証券化エクスボージャーに関する事項	90
・出資等又は株式等エクスボージャーに関する事項	91
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャーの区分ごとの額	92
・金利リスクに関する事項	92

JA SAMBUGUNSHI DISCLOSURE 2025

ディスクロージャー誌 2025年4月発行

JA山武郡市の現況

山武郡市農業協同組合

〒289-1334 千葉県山武市和田375-2

TEL.0475-82-3221(代) FAX.0475-82-6787

<https://www.ja-sambugunshi.or.jp/>



JA山武郡市
マスコットキャラクター
「さんぶのさんちゃん」